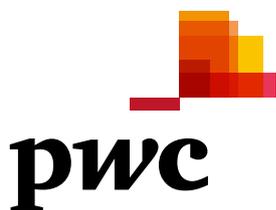


PwC's View

特集：
米国税制改正

Vol. 14
May 2018



特集

米国税制改正

- 米国税制改正の概要..... 6
- 外国子会社合算税制・会計に関する日本企業への影響..... 12
- M&A・事業戦略に関する日本企業への影響..... 17

会計／監査

- 実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株
予約権を付与する取引に関する取扱い」について..... 22
- 企業会計基準第28号「『税効果会計に関する
会計基準』の一部改正」等の適用について..... 25
- 業種別在庫管理および在庫評価のポイント
 第5回 ソフトウェア業界..... 29
- IFRS ICによる却下通知(リジェクションノータイス)
 ～IFRS解釈指針委員会での議題から却下された論点～
 IAS第23号「借入コスト」..... 32

ソリューション

- PwC IPO | J-SOX対応..... 34
- 国立大学法人滋賀大学 連載企画「データアナリティクスの最前線」
 第2回 テクノロジー駆動型不正会計検出システムの構築に向けて..... 38

その他

- 公認会計士トピックス
 第10回 医療法人に対する監査の義務化について..... 42
- 2018年度税制改正の概要..... 44

ご案内

- “Inform” へようこそ..... 52
- 書籍紹介..... 53
- PwC Japanグループ調査／レポートのご案内..... 54
- 海外PwC日本語対応コンタクト一覧..... 56

特集

米国税制改正

2017年12月22日、米国で1986年以来約30年ぶりとなる抜本的な税制改正が成立しました。本改正は、トランプ大統領の「アメリカファースト」を体現した内容となっています。具体的には、35%から21%への連邦法人税率の引き下げや固定資産即時償却制度の創設、海外からの配当に課税しないテリトリアル税制の導入により、米国外に持つ資金を米国に還流させ、米国における投資および雇用の促進を図りました。併せて、税源浸食防止規定(BEAT)や利子の損金算入制限規定を盛り込み、国外への資金流出を防ぐ措置も講じられています。また、テリトリアル税制への移行に伴い、海外留保所得に対する強制みなし配当課税が導入され、過去米国に配当せず海外でためていた累積利益については、実際に配当するか否かにかかわらず、1回限り米国で課税されることとなっています。

今回の大規模かつ広範な税制改正は、米国多国籍企業のみならず、米国で事業を営む日系多国籍企業にも税務上大きな影響が生じることが想定されます。また、税率の引き下げによる繰延税金資産や負債の取り崩し、強制みなし配当課税による当期税金費用の増加など、会計上にも大きな影響が生じるものとなっています。さらに、税務・会計だけでなく、R&Dやファイナンス、M&Aをはじめとする重要な企業活動の在り方をも大きく変えていく可能性があります。従って、本改正が自社にとって影響があるのか否か、影響がある場合はどのような領域でどの程度のインパクトがあるのかを早期に把握して、大きな影響が生じる領域についてはそれを緩和するための対応策をしっかりと検討し、実行していく必要があります。

本号では「米国税制改正」を特集テーマに、3本の論考「米国税制改正の概要」「外国子会社合算税制・会計に関する日本企業への影響」「M&A・事業戦略に関する日本企業への影響」を通じて、本改正の要点を解説します。

米国税制改正の概要

PwC税理士法人
米国タックスデスク
パートナー 山口 晋太郎

PwC税理士法人
米国タックスデスク
シニアマネージャー 小林 秀太



はじめに

2017年12月22日、米国トランプ大統領が税制改正法案(以下、「改正法」。)に署名し、米国で31年ぶりの抜本的な法人・個人所得税の改正が成立しました。改正法は法人税率の大幅な引き下げに加え、国内課税ベース改革、外国子会社配当非課税を含む各種国際税制改正、各種個人所得税減税が含まれ、米国で事業・投資を行う日系企業への大きな影響が予想されます。

2016年の大統領選で共和党候補のトランプ氏が当選し、上下院でも共和党が過半数を確保したことから、大統領と議会とのねじれ現象が解消し、抜本的税制改正の実現がにわかに注目され始めました。トランプ氏と共和党は抜本的税制改正を2017年の主要目標に設定し、約50日のスピード審議で改正法を成立させました。

改正法は、下院で2017年11月16日に可決された税制改正法案「Tax Cuts and Jobs Act of 2017(H.R.1)」(以下、「下院法案」。)と上院で2017年12月2日に可決された税制改正法案「Tax Cuts and Jobs Act」(以下、「上院法案」。)を両院協議会ですり合わせて統一したものです。トランプ氏が選挙時に提唱した税制改正案や、共和党が2016年6月に発表した素案との共通点も多いですが、素案に含まれていた国境調整に代わって新たな税源浸食防止規定が織り込まれるなど、独自の点も見られます。本稿では、改正法の内容を概説します。

1 法人税制(国内)の改正点

(1) 法人税率の引き下げ

2018年1月1日以降、連邦法人所得税率は従前の最高35%の累進税率から一律21%に引き下げられ、また、一定の人的役務提供法人に適用される一律35%の税率は撤廃されます。

なお、内国歳入法15条により、引き下げの適用開始日が課税年度の途中となる場合、新旧税率の加重平均で適用税率を算定します。3月決算法人の場合、2018年3月期は2017年12月31日まで旧税率が適用され、2018年1月1日から2018年3月31日までは新税率が適用されます。

(2) 代替ミニマム税(AMT)の廃止

従前は通常の税額と別に、課税所得に一定の調整を加えた額に一律20%の代替ミニマム税(Alternative Minimum Tax: 以下、「AMT」。)を計算し、いずれか多い税額が最終的な法人税額とされていました。AMTの当期支払額は無期限で繰越され、通常税額がAMTを上回る課税年度において税額控除の対象となっていました。

改正法では、2018年1月1日以降に開始する課税年度よりAMTが撤廃され、既存のAMT税額控除繰越額と通常税額との相殺が認められます。2018年から2020年の間に開始する課税年度では、相殺後のAMTクレジットの未使用残高の50%を限度として還付が認められ、残余额は2021年に開始する課税年度で全額還付が認められます。

(3) 繰越欠損金の使用制限

従前は繰越欠損金について、2年間の繰戻還付、20年間の繰越控除が認められていました。改正法では、2018年1月1日以降に終了する課税年度から欠損金の繰戻還付が廃止される一方、無期限の繰越が可能となります。また、2018年1月1日以降に開始する課税年度で生じる繰越欠損金の使用制限額が課税所得の80%に制限されます。

(4) 固定資産の即時償却制度の創設

従前は一定の固定資産(適格資産)で取得初年度の特別減価償却が認められていました。改正法では、2017年9月28日以降2022年末までに取得かつ事業供用された適格資産の取得価額の100%が即時償却可能となります。2023年以降に取得され、事業供用された適格資産は、段階的に初年度の特別償却(80~20%)が認められます。2017年9月27日以前に取得され、2017年9月28日以降に事業供用された資産には、従前の制度が適用されます。経過措置として、2017年9月28日以降に終了する直近の課税年度では、50%の初年度特別償却を選択できます。資産の取得契約がすでに締結されている場合は、契約日を基準に取得日を判定するため、取得日を遅らせて100%の即時償却を利用することはできません。

適格資産の定義は従前の定義に加え中古資産も対象資産に含まれます。

(5) 内国歳入法179条 即時償却選択の拡大

従前は内国歳入法179条の規定で、課税年度毎に原則\$500,000までの固定資産の即時償却が認められていました。改正法では、2018年1月1日以降に開始する課税年度で事業用に供される資産について、課税年度毎に\$1,000,000までの即時償却が認められます。年間の固定資産取得価額の合計が\$2,500,000を超えると、即時償却額は通減され、\$3,500,000以上で不適用となります。

(6) 支払利子の損金不算入制度(内国歳入法163条(j))

従前はアーニングス・ストリップング税制と呼ばれ、国外関連者からの借入金および国外関連者による保証などが付された借入金の支払利子について、借入米国人の期末日現在の負債:資本比率が1.5:1超となる場合は、一定の利子額が損金不算入となっていました。

改正法では、現行の内国歳入法163条(j)が撤廃され、新たな内国歳入法163条(j)が創設されます。具体的には、事業上の支払利子から事業上の受取利子および一定の資産購入に係る借入利子を控除した純支払利子のうち、調整後課税所得の30%を超える部分が損金不算入となります。損金不算入額は無期限に繰り越され、将来に控除限度余裕額が発生する際は、その範囲で損金算入されます。

【損金不算入の対象となる支払利子】

改正法では、事業に関して生じる利子と規定され、従前のように支払先が国外関連者に制限されていません。また、一定の資産購入に係る借入利子と見なされるには特定の要件を満たす必要があります。

【損金算入限度額】

改正法では、調整課税所得の30%に受取利子を加算した額となります。調整課税所得は以下の調整を行った額で、2021年12月31日以前に開始する課税年度まではEBITDA相当額、それ以降はEBIT相当額となります。

連邦課税所得
-/+ 事業に直接関連のない所得および費用
+/- 事業上の支払利子および受取利子
+ 繰越欠損金控除額
+ パススルー事業体からの国内適格事業所得に係る20%相当額の所得控除
+ 減価償却、減耗償却など(ただし、2021年12月31日以前開始の課税期間に限る)
調整課税所得

【適用対象・除外規定】

改正法では、パートナーシップや小規模法人を含めたパススルー事業体レベルでの損金算入限度額の算定が必要となります。また、一定の適用除外基準が設けられ、直近過去3年間の平均総収入額が\$25,000,000以下の小規模事業者、選択によって不動産事業および農業、一定の役務提供事業や公益供給事業が適用対象外となります。

【適用開始日】

2018年1月1日以降に開始する課税年度から適用開始となります。

(7) 国内製造控除制度の廃止(内国歳入法199条)

従前は、米国内での製造活動で生じた一定の所得については給与・報酬費用の50%を限度とし、所得額の9%(一定のガス・原油事業は6%)の所得控除が認められていました。改正法では、2018年1月1日以降に開始する課税年度から同制度が撤廃されます。

(8) 過大従業員報酬の損金算入制限(内国歳入法162条(m))

従前は、上場企業の特定従業員に支払われる(コミッションおよびパフォーマンスベースに基づく報酬を除く)報酬額は年\$1,000,000を限度とし、損金算入が認められていました。改正法では、2018年1月1日以降に開始する課税年度から「上場企業」と「特定従業員」の定義が拡大され、上記の適用除外規定も廃止となり、損金算入制限が強化されています。

(9) 試験研究費の償却計上(内国歳入法174条)

従前は減価償却を選択しない場合、試験研究費の支払が発生した課税年度において全額の即時費用化が認められて

いました。改正法では、2022年1月1日以降に開始する課税年度から一定の試験研究費について資産計上が強制され、その後5年間(米国外で研究開発が実施される場合は15年間)にわたって償却されることとなります。

2 法人税制(国際)の改正点

(1) テリトリアル税制の導入

① 海外配当益金不算入制度(テリトリアル課税)の創設(内国歳入法245条A)

従前は全世界所得課税制度を採用し、海外子会社などからの配当は米国で課税されるも、外国税額控除制度で二重課税を排除する措置が取られていました。改正法では、米国籍法人が10%以上の株式を保有する外国法人(以下、「10%保有外国法人」、当該法人の株主を「米国株主」。)から受け取る配当の全額が(配当の支払確定日の365日前から起算した731日間のうち、最低365日間継続して株式を保有した場合)益金不算入となります。ただし、国内源泉の配当および配当支払外国法人で損金算入されている配当は、適用外です。

本制度の創設に伴い、当該配当に課された外国源泉税および当該外国法人が支払った外国法人所得税については、直接・間接外国税額控除が認められなくなります。本制度は2018年1月1日以降に支払われる海外子会社配当から適用されます。

② 海外留保所得にかかる強制みなし配当課税制度の創設(内国歳入法965条)

海外配当益金不算入制度の創設に伴い、同制度導入以

前に蓄積された(米国で)未課税の海外利益(以下、「累積海外留保所得」。)は同制度導入直前に配当されたと見なされ、米国株主レベルで課税対象となります。すなわち、CFCおよび10%保有外国法人(以下、「特定外国法人」。受動的外国投資会社：PFICは除く)の累積海外留保所得のうち、米国株主の持分相当額は、2018年1月1日より前に開始する直近の課税年度におけるみなし配当所得として課税されます。

累積海外留保所得は、2017年11月2日または2017年12月31日時点の米国税法上の留保利益(E&P：CFCルールによる合算対象とならず、米国事業にも関連せず、米国で課税対象外のもの)のうちいずれか高い額となります。他の特定外国法人に税務上の累損がある場合、累積海外留保所得の計算上は相殺されます。

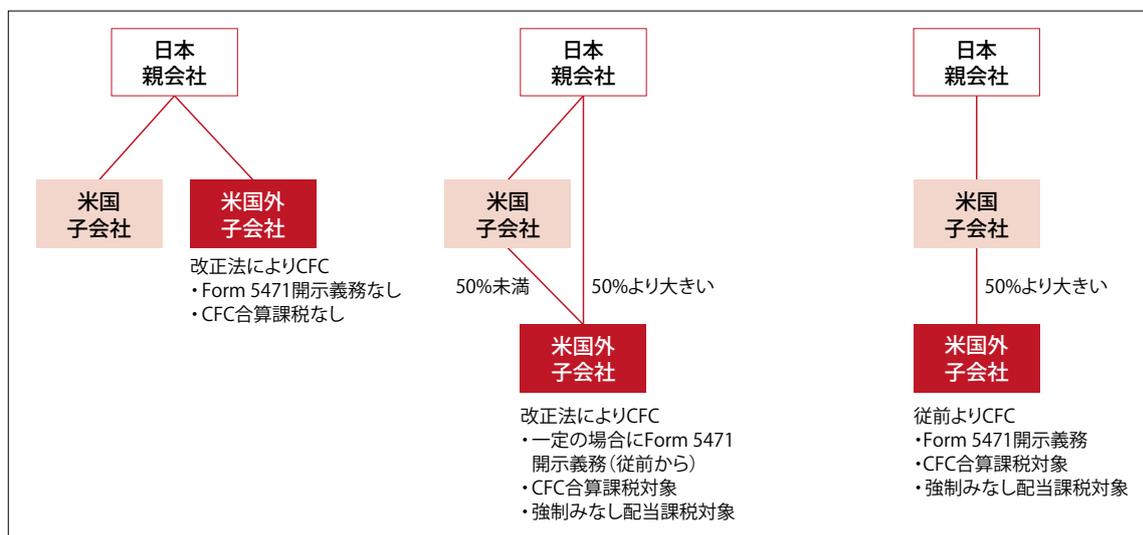
みなし配当のうち、金銭・金銭同等物から成ると見なされる部分は15.5%の税率で課税され、それ以外は8%の税率で課税されます。金銭・金銭同等物は、2018年1月1日より前に開始する特定外国法人の直近の課税年度最終日の数値または2017年11月2日より前に終了する直近2年度の最終日の平均値を用いて算定されます。金銭同等物には売掛金、1年未満の貸付金なども含まれます。特定外国法人の支払った外国法人所得税のうち、みなし配当として課税対象とされた部分は、間接外国税額控除の対象です。

同制度における税額は、8年間での分割納税が可能となります。なお、支払の滞納、米国株主の事業停止などが発生する場合は、即時支払が必要です。強制みなし配当課税に係る税務調査の除斥期間は6年とされています(通常3年)。

③ CFCの定義拡大【図表1】

改正法では、CFCの判定上、米国籍法人の親会社が保有する他法人も当該米国籍法人によって保有されていると見なされ

図表1：CFCの定義拡大



ます。よって、日本の親会社傘下にある米国法人の兄弟会社の米国外法人がCFCと判定される可能性があります。一方、上記のみなし保有規定の拡大により、CFCと判定されても米国法人が当該CFCの株式を直接保有していない限り、合算課税の対象にはなりません。上記改正は2017年12月31日以前に開始する直近の課税年度より適用されますので、強制みなし配当課税の適用上も関係します。

なお、内国歳入庁は2018年1月19日にNotice 2018-13を発表し、本改正で新たにCFCとなる外国法人には、従前のCFCと同じForm 5471による情報開示義務を課さないと発表しました。

④Subpart F所得に関する改正

改正法にはSubpart F所得に関する改正として以下が織り込まれ、CFC税制が強化されています。

- 外国基地会社所得(一定の関連者間取引から生じる所得)に関するCFC税制の適用除外基準のうち、\$ 1,000,000のDe minimis基準はインフレーション調整の対象
- 従前の議決権の保有率によるCFCの判定基準に加え、対象となる米国株主の定義に10%以上の海外子会社の株式時価を保有する米国者を追加
- 合算課税要件に係るCFCの30日支配要件の廃止
- Subpart F所得の判定に関するLook-throughルール恒久化

⑤グローバル無形資産低課税所得(GILTI)の創設(内国歳入法951条A)

新たに低率課税のグローバル無形資産所得(Global Intangible Low-Taxed Income: 以下、「GILTI」)への課税制度が設けられ、CFCのGILTIは米国株主の合算課税対象となります。本税制の目的は、CFCの課税対象所得(Subpart F所得やECI所得)もしくは益金不算入制度で米国では課税対象外となる所得以外の所得のうち、CFCの事業資産から生じる通常所得を超える部分を米国で合算課税するものです。2018年1月1日以降に開始する課税年度から2025年12月31日以前に開始する課税年度までは、合算対象となるGILTI所得の50%は控除され、2026年1月1日以降開始課税年度からは控除額が37.5%に減額されます。個人株主にもGILTIは適用されますが、特別控除は設けられず、100%が課税対象となります。

GILTIに係る外国税額はグロスアップされて課税所得に算入され、当該外国税額の80%を限度として外国税額控除を適用できます。GILTIに関する外国税額は控除限度額の計算上、別個のカテゴリーとしてトラッキングされます。GILTIに対する21%の新税率と上記間接外国税額控除および下

記FDIIに関する所得控除を考慮すると、従前のCFC税制で課税されなかったCFCの所得のうち、GILTIとなる部分は最低でも13.125%の税率で課税されることとなります。本制度は2018年1月1日以降に開始するCFCの課税年度の最終日を含む米国株主の課税年度から適用されます。

⑥外国源泉の無形資産関連所得に関する所得控除(FDII)の創設(内国歳入法250条)

改正法では、投資法人および不動産投資信託を除く米国法人の外国源泉の無形資産関連所得(Foreign-Derived Intangible Income: 以下、「FDII」)は37.5%の所得控除が認められます(従って、実効税率13.125%)。GILTIは財源浸食防止対策としてCFCの超過収益に課税する制度ですが、FDII控除は、米国法人の事業資産からの経常的な所得を超える所得のうち、国外で稼得したと見なされる部分をFDIIとして税務上の恩典を与えるものです。本制度は2018年1月1日以降に開始する課税年度から適用されます。なお、所得控除額は2026年1月1日以降に開始する課税年度から21.875%に減額されます。

(2) 税源浸食への対応

税源浸食防止規定(Base Erosion and Anti-Abuse Tax (“BEAT”))(内国歳入法59条A)

税源浸食防止規定は、上院法案のBEAT課税が採用され、法人は下記1)が2)を超える場合、超過額を追加の租税負担額として申告する義務が生じます。

- 1) 調整後課税所得(=通常の課税所得に税源浸食的支払を加算した額)の10%^{*1}
- 2) 通常の法人税額(R&D税額控除、エネルギー関連の税額控除など一定の税額控除適用前の額)^{*2}

適用対象法人は投資法人や不動産投資信託、小規模法人以外の法人のうち、過去3年間の平均年間総収入が5億ドル超かつ税源浸食割合^{*3}が3%以上(銀行業の場合は2%以上)の法人となります。

総収入・税源浸食割合の判定は米国法人グループベースで行われますが、このグループはcontrolled group(50%超資本関係、外国法人を通じて保有する場合も含まれる)である点に留意が必要です。例えば、日本法人が米国子会社2社を直接保有している場合、両者は米国連結納税グループを組成できませんが、上記の判定上は同じグループに含

^{*1} 適用税率は、2018年暦年に開始する課税年度は5%、2026年1月1日以降に開始する課税年度より12.5%(銀行業または証券ディーラーを含む関連グループのメンバーは適用税率が1%上乗せされる)

^{*2} 2026年1月1日以降に開始する課税年度では、あらゆる税額控除適用後の法人税額

^{*3} 税源浸食割合=当該年度の税源浸食的支払の総額÷当該年度の損金控除総額

まれます。

税源浸食的支払とは、国外の関連者への支払で、総所得から控除可能なものです。米国税務では、総所得は「売上－売上原価」と定義されているため、米国税務上の売上原価は控除項目ではなく、BEATの対象外となります。関連者とは、法人の25%以上の持分(議決権または時価)を有する株主(25%株主)、25%株主と50%超の持分関係でつながる関連者、当該法人と50%超の持分関係でつながる関連者です。

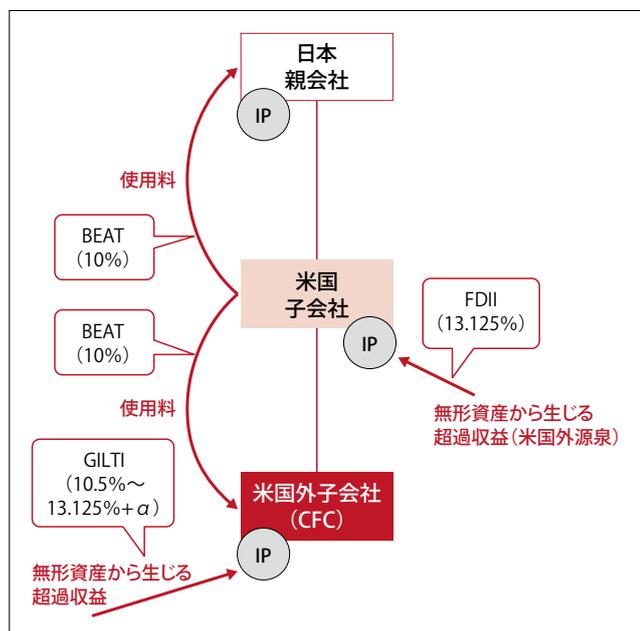
また、BEAT課税の計算に必要な情報の開示義務も新設され、開示漏れによる罰則が通常の\$10,000から\$25,000に増額されています。BEAT課税は2018年1月1日以降に開始する課税年度で発生した財源浸食的支払に適用されます。

(3) 国際税制改正の考え方

BEAT、GILTI、FDIIといった一連の新しい国際税制の背景には、従前の税制下で行われていた米国から海外関連会社への無形資産・製造活動の移転を抑制し、国内移転を促す目的があります。すなわち、米国外の関連者が無形資産(以下、「IP」)を保有していた場合の米国法人からの使用料支払はBEATの対象に、IP保有者がCFCの場合はGILTIの対象となります。他方、グローバルIPを米国法人で保有し、海外から使用料収入を得ていた場合は、FDIIとして軽減課税の対象となります(図表2)。

新税制による税負担が大きい場合は、こうした点を踏まえて世界規模でのサプライチェーン、研究開発/IPポリシーの再検討が必要になると考えられます。

図表2：国際税制の新制度と実効税率



3 個人・パススルー事業体所得税制の改正点

個人所得税は最高税率が39.6%から37%に引き下げられたほか、個人がパススルー事業体を通じて得た所得にも一定の軽減措置が採用されています。他方、立法時の財源問題による制約をクリアするため、改正項目のほぼ全てが時限措置である点には留意が必要です。また、遺産税も課税最低限が大幅に引き上げられています。

個人がパススルー事業体を通じて得る所得に対する特別控除

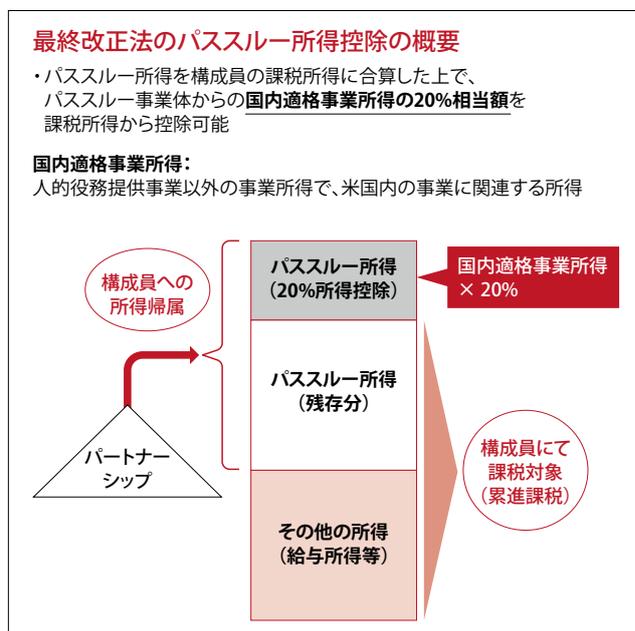
【制度概要】

従前は、パススルー事業体の所得は構成員レベルで所得に含まれ、個人の累進税率で課税対象となっていました。改正法では、パススルー所得を構成員の課税所得に合算した上で、パススルー事業体からの国内適格事業所得の20%相当額を課税所得から控除できます(図表3)。個人最高税率37%においては、実効税率29.6%で課税されます。

【国内適格事業所得】

国内適格事業所得とは、人的役務提供事業(医療、法務、会計、エンジニアリング、建築、保険数理、芸術舞台、コンサルティング、スポーツ、財務サービス、ブローカーなどの専門家業務)以外の事業所得で、米国内の事業に関連する所得です。適格所得に該当しない所得には、以下が含まれます。

図表3：個人がパススルー事業体を通じて得る所得の特別控除(概念図)



- 小規模法人からの支払のうち、報酬として扱われるもの
- パートナーシップからの分配額のうち、構成員としての役務以外の活動に支払われるものまたは報酬の性格を有する保証支払、その他財務省規則で定める構成員の役務提供に対する支払
- 投資関連の収入および利益、控除および損失

【適格事業損失の繰越】

事業損失が発生した場合は、当該事業損失は翌課税年度に繰越可能です。

【控除限度額の適用】

構成員の課税所得が \$ 315,000 (夫婦合算) または \$ 157,500 (それ以外) を超える場合、以下のいずれか大きい方を控除限度額とします。

- (a) パススルー事業体の W-2 給与総額の 50% 相当のうち、構成員への帰属分
- (b) パススルー事業体の W-2 給与総額の 25% 相当に当該事業体で使用される償却資産の取得価額の 2.5% 相当を加算した金額のうち、構成員への帰属分

【人的役務提供事業の場合】

当該所得控除は、特定の人的役務事業には適用されません。他方、納税者の課税所得が \$ 315,000 (夫婦合算) または \$ 157,500 (それ以外) 以下の場合、控除可能となります。課税所得がこれらの金額を超える場合は控除額が逡減し、\$ 415,000 (夫婦合算) または \$ 207,500 (それ以外) 以上となると、一切の控除が不可となります。

【適用開始日】

当該所得控除は 2018 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に開始する課税年度で適用されます。

山口 晋太郎 (やまぐち しんたろう)

PwC 税理士法人

米国タックスデスク パートナー

ニューヨーク州弁護士

米国連邦裁判所勤務を経て、2006 年よりニューヨークを拠点に、国際法律事務所、大手会計事務所にて米国税務コンサルティング業務に従事。2017 年より当法人パートナー。ニューヨークにて、米国系多国籍企業のクロスボーダー M&A、組織再編、グローバルタックス管理等のプロジェクトを数多く手掛け、豊富な米国税務経験を有する。ディープ・スプリングス・カレッジおよびスタンフォード大学 (B. A.) 卒業。イェール大学ロースクール (J. D.) およびニューヨーク大学ロースクール (LL. M. in Taxation) 修了。

メールアドレス：shintaro.yamaguchi@pwc.com

小林 秀太 (こばやし しゅうた)

PwC 税理士法人

米国タックスデスク シニアマネージャー

ニューヨーク州弁護士

PwC 米国 ニューヨーク事務所の国際税務部にて 8 年間の勤務後、2016 年 2 月より PwC 税理士法人に出向。米国勤務時は、米国多国籍企業や日系企業に国際税務のアドバイスを提供する。特に、グローバルな組織再編、クロスボーダー M&A、税務デューデリジェンス、買収ストラクチャーの構築支援、海外子会社の統合などの経験を有する。Harvard Law School LL.M. 修了。

メールアドレス：shuta.s.kobayashi@pwc.com

外国子会社合算税制・ 会計に関する日本企業への影響

PwC税理士法人
国際税務アドバイザーグループ/
米国タックスデスク
パートナー 山岸 哲也

PwCあらた有限責任監査法人
財務報告アドバイザー一部
ディレクター 福島 誠也



はじめに

今般の米国税制改正は約30年ぶりの抜本的な税制改正であり、米国連邦法人所得税率が21%に大幅に引き下げられたこと、日本でも2017年度税制改正で外国子会社合算税制(以下、「CFC税制」)が大きく改正されたことが相まって、日本企業の米国子会社の扱いについてCFC税制の観点から留意を要します。本稿では、米国税制改正が本邦CFC税制にもたらす影響や、潜在的な問題を取り上げます。後段では、多岐にわたる税制改正項目に関する会計上の影響にも触れます。

1 日本のCFC税制における留意点

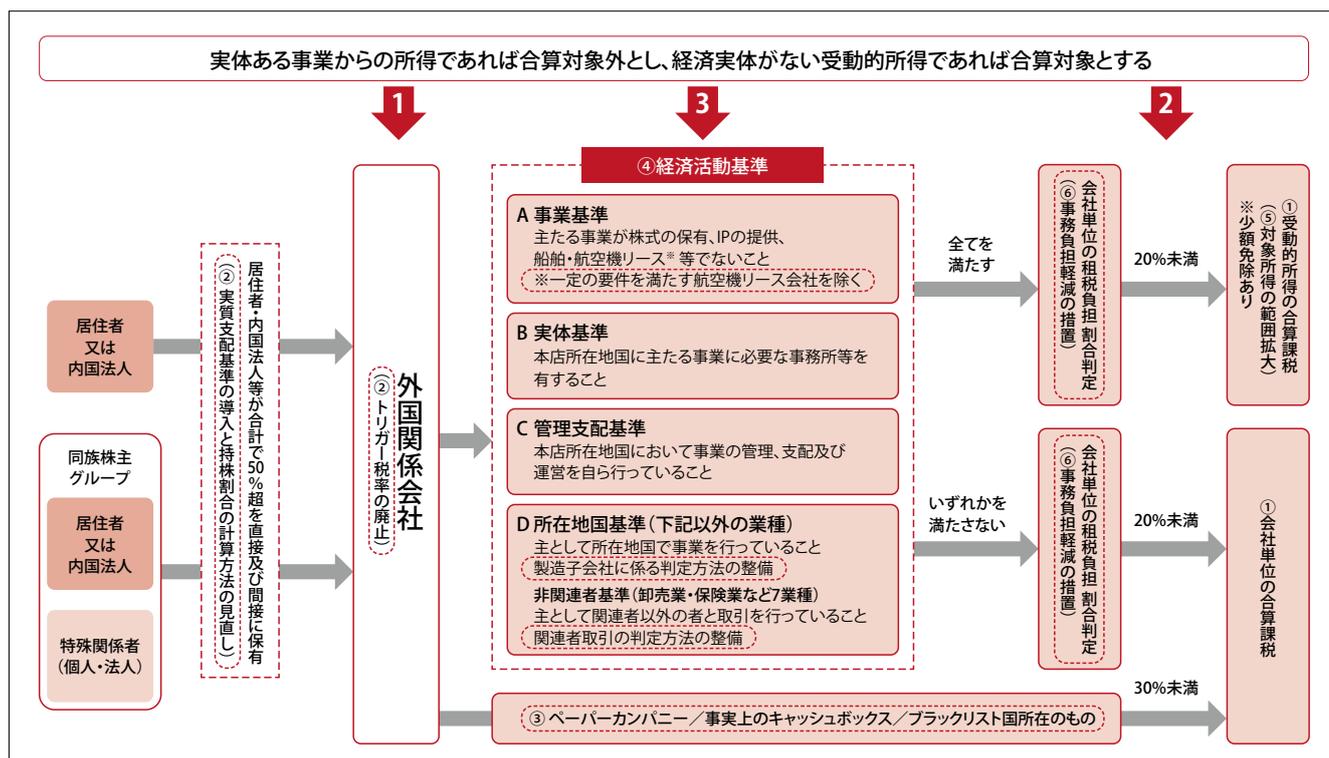
(1) 2017年度税制改正後のCFC税制の概要

2017年度本邦税制改正では、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」とのBEPSプロジェクトの基本的考え方を踏まえ、CFC税制が大きく改正されました(図表1)。

(2) ペーパーカンパニー等への該当性

2017年度本邦税制改正では、ペーパーカンパニーまたはキャッシュボックスに該当する外国関係会社で(図表2)、かつ租税負担割合が20%以上30%未満の場合は、新たにCFC税制の適用対象となりました。

図表1：CFC税制の改正概要



出所：税制調査会・小委員会(2016年12月6日)提出資料を基に作成

図表2

特定外国関係会社	定義・要件
ペーパーカンパニー	次のいずれの要件も満たさない外国関係会社 (イ)その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有していること (ロ)その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること
キャッシュボックス	次の2つの基準を充足する外国関係会社 <金融子会社以外の外国関係会社の場合> 異常所得を除く一定の受動的所得の合計額 総資産の額 > 30% 有価証券、貸付金及び無形固定資産等の合計額の額 総資産の額 > 50% <金融子会社に該当する外国関係会社> 異常資本に係る所得または有形固定資産の貸付けの対価、無形資産等の使用料及び譲渡損益の合計額のいずれか大きい方 総資産の額 > 30% 有価証券、貸付金及び無形固定資産等の合計額の額 総資産の額 > 50%

今回の米国税制改正では法人税率が35%から21%へ引き下げられ、実効税率が25%程度になることから、株式保有のみを目的とする事業実態の乏しい米国法人は、本邦CFC税制上ペーパーカンパニーまたはキャッシュボックスに該当する可能性があります。米国では法的リスクを遮断するため、あるいは、パススルー課税による納税義務が日本親会社に直接課されないようにするため、米国の中間持株会社を通じて事業会社などに投資することは珍しくありません。

しかし、中間持株会社が実体基準および管理支配基準のいずれも充足できない場合は、本邦CFC税制におけるペーパーカンパニー等に該当してしまいます。このような場合も、持分比率25%以上の株式等を保有するのみの法人であれば、当該子会社からの配当は合算所得計算上除外され、影響はありません。逆に、25%未満の株式等を保有している場合には、当該子会社からの配当やそれ以外の所得が日本で合算課税されることに留意する必要があります。

なお、中間持株会社が米国でパススルー課税を受けるパートナーシップの持分を保有している場合、パートナーシップが法人税法上「組合」と実質的に同等であれば、当該パートナーシップが保有する資産・負債は持分比率に応じて中間持株会社に帰属するものとし、その資産・負債を考慮して実体基準あるいは管理支配基準を充足できるか否かを検討することが合理的と考えられます。

一方、同じく米国でパススルー課税を受ける米国LLCの持分を保有している場合は、米国LLCは法人税法上「法人」に該当するため、中間持株会社単独で実体基準あるいは管理支配基準を充足できるか否かを検討することになると考えられます。

(3) 非課税所得による租税負担割合の低下

今般の米国税制改正では、米国法人が稼得する無形資産関連所得 (Foreign-Derived Intangible Income : 以下、「FDII」) は、米国課税所得計算上37.5%の所得控除が認められ、実効税率13.125%で課税されます。FDIIはCFC税制上の非課税所得に該当するため、米国法人の租税負担割合が20%未満になる可能性があります。また、FDIIの適用を受ける米国法人が経済活動基準を充足できても、一定の受動的所得については部分合算課税の対象となるため、毎事業年度、租税負担割合の水準および受動的所得の有無をモニタリングすることが重要です。

(4) 米国連結納税グループ法人が合算課税の対象となる場合の留意点

今般の税率引き下げなどにより、連結納税グループに加入している米国法人がCFC税制の適用対象となった場合、その適用対象金額をどのように計算するかが問題です。米国には、日本の個別帰属額届出書に類似する正式な報告書類はありません。確固たる単体申告数値が存在しない中で適用対象金額の計算上、簡便法として外国法令方式の採用が認められるのか、採用が認められるとしても、米国法人が単体申告をしていたと仮定した場合に求められる課税所得を計算するのか、あるいは簡便法としての外国法令方式を採用する状況にないとして、原則法である本邦法令方式の採用を求めるのかなど、適用対象金額の算定方法の早期明確化が期待されます。

外国関係会社が合算課税された場合は、当該外国関係会社が納付した外国法人税額には外国税額控除が適用され、日本の法人税額から控除することが可能です。連結納税グループに加入している米国法人が合算課税の対象となる場

合、当該米国法人に外国税額控除の控除対象となるべき外国法人税が存在するの、存在するなら、外国税額控除の適用にあたり税務当局に納税事実をいかに証明するかが問題となります。

また、米国連結納税制度上の納税義務者は連結親法人とされていますが、連結納税グループの連結法人間で税金債務を精算することを目的としたTax Sharing Agreementを締結し、連結法人が自社の所得に係る税金相当額を連結親法人に支払うケースは珍しくありません。外国税額控除の対象となる外国法人税は租税であることが前提で、私的契約のTax Sharing Agreementに基づいて支払った外国法人税「相当額」を、同等に取り扱ってよいかは必ずしも明らかではありません。この外国法人税「相当額」は、自社が負担すべき法人税を税務当局ではなく連結親法人に支払っているため、実質的には自社が法人税を負担しているともいえます。間接税額控除制度が適用された時代は、この外国法人税「相当額」を実務上、外国税額控除の対象となる外国法人税として取り扱って差し支えないとする見方もあったと考えられ、取り扱いの明確化が待たれます。併せて、外国税額控除の適用時に必要となる納税の証明方法も明確化されることが望ましいと考えます。

(5) パススルー課税を受ける米国LLCに関連する留意点

米国連邦税上のパススルー課税を受ける米国LLCは、日本の税実務上では外国法人として取り扱われていますが、これを前提にすると米国LLCもペーパーカンパニー等に該当し、CFC税制の適用対象となる可能性があります。しかし、パススルー課税を受ける米国LLCは納税義務を負わないため、LLC(法人)自体には米国で課税対象となる所得は存在しません。米国LLCの所得がパートナーレベルで課税されていないながら、LLCレベルでは課税されていないがゆえに、外国法令方式を採用したとしても、いわゆる非課税所得に該当するという解釈がなされる可能性もあります。

従来は、パートナーレベルで課税対象となった所得とそれに係る税額を基礎としてLLCの租税負担割合を判定し(結果、多くの場合で20%以上の租税負担割合となった)、合算課税の対象とならないように実務上配慮されていました。しかし、改正後は租税負担割合を同様に算定しても、ペーパーカンパニーに該当する可能性は排除できません。パススルー課税を受ける米国LLCが上述した非課税所得の加算により合算課税を受けた場合、一義的には当該米国LLCに外国税額控除の対象となる米国法人税はなく、合算課税に対応する外国法人税の外国税額控除も適用されないため、二重課税に陥ってしまいます。パススルー課税を受ける米国LLCに係るCFC税制の適用については、実務上大きな影響が生じないように検討・明確化されることが望ましいと考えます。

日本法人がパススルー課税を受ける米国LLCを直接保有している場合(外国子会社配当益金不算入規定の適用がない場合に限る)は、現行の外国税額控除の制度上、当該米国LLCが稼得する所得について米国法人税を外国税額控除することが可能です。しかし、当該米国LLCが合算課税の対象となると、米国法人税を控除できず、二重課税となってしまいます。現行の外国税額控除の制度上、外国子会社配当の益金不算入規定が適用されない米国法人が合算課税の対象となる場合、当該米国法人から受ける配当は合算課税された金額に達するまで益金不算入となるため、当該米国法人の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額が課税標準となります。当該内国法人に課される米国法人税の額は米国LLCからの配当に係る源泉税相当と見なされ、控除対象となる外国法人税から除外されていることから、二重課税に陥るのです。先述した米国LLCの問題と併せて、二重課税が生じない取り扱いの整備が必要であると考えられます。

(6) その他の留意点

現行のCFC税制では、日本法人が過去に合算対象となった外国関係会社から配当を受領すると、特定課税対象金額の範囲まで当該配当は全額免税とされます。しかし、このような全額免税措置は、日本法人から見て孫会社にあたる外国関係会社までにしか適用されません。米国では、法的リスク遮断などの目的から資本関係が深層化する傾向があるため、ひ孫会社以下の米国法人が合算課税された場合は、二重課税が完全に排除されない可能性があることに留意が必要です。

2 米国税制改正による会計上の影響

今般の米国税制改正は、会計上の税金費用の計算や税効果会計にも大きな影響があります。米国会計基準(以下、「US GAAP」)に関して日系企業に影響を及ぼし得る主な項目としては、以下が挙げられます。

(1) 適用開始日

US GAAPでは、税制改正の施行日を含む会計期間に新税制を適用し、会計上の税金計算や税効果会計を行います。新税制の適用開始日を含む会計期間ではない点に留意が必要です。つまり、2017年の第4四半期(3月決算の場合は第3四半期)に改正法における新税率などを適用して税金費用や税効果を算定する必要があり、多くの企業が今般の米国税制改正の影響を織り込んだ第3四半期決算を発表しています。

(2)連邦税率の引き下げ

12月決算法人は、2018年から法人税に一律21%の新税率を用いて税効果会計を適用しますが、3月決算法人は2018年3月期は約31.5%、2019年3月期以降は21%の税率を用いるため留意が必要です。

繰越欠損金等により(ネット)繰延税金資産が大きい場合、法人税率の引き下げは一般的に繰延税金資産の将来価値を減じることとなるため、税制改正の施行日を含む会計期間に追加の税金費用が発生します。一方、米国の場合、減価償却費について損金経理要件がないため、会計上の減価償却費よりも税務上の減価償却費のほうが大きく、結果として会計上(ネット)繰延税金負債のポジションであることも珍しくありません。そのような企業では繰延税金負債の取り崩しにより、税金費用が減少する可能性もあります。

なお、現行のUS-GAAPでは、繰延税金資産・負債が純損益を通じて認識されたものか、その他の包括利益を通じて認識されたもの(例えば、その他有価証券評価差額金に係るもの)にかかわらず、税率変更に伴う繰延税金資産・負債の変動額は、全て継続事業から生じる当期純利益で会計処理しています。しかし、当該処理により、その他の包括利益と実効税率との関係に不整合が生じる点が問題視されていました。この不整合を解消するため、米国財務会計審議会(以下、「FASB」)は2018年2月14日に会計基準アップデート(以下、「ASU」)2018-02を公表し、企業がその他の包括利益に係る税制改正影響額を利益剰余金に振り替えることを許容することとしました。本ASUは2018年12月16日以降に開始する事業年度から適用されます(早期適用も可能)。

(3)代替ミニマム税の廃止

代替ミニマム税(AMT)が廃止され、AMTクレジットは還付可能となるため、AMTクレジットに係る繰延税金資産に対して評価性引当金が計上されている場合は取り崩すこととなります。繰延税金資産ではなく未収法人税として計上すべきという議論もありますが、AMTは租税債務と関連することを考慮すると、引き続き繰延税金資産として計上することが適切と考えられます。

(4)固定資産の即時償却

固定資産の即時償却を利用する場合、会計上と税務上の固定資産の簿価に関して追加の一時差異が発生します。即時償却に限らず、繰延税金負債に適用される税率が2017年と2018年以降では異なるため、繰延税金負債の戻入が必要となることが想定されます。さらに、即時償却の適用開始日は2017年9月28日ですが、即時償却で2017年度に欠損金が発生する場合は、上記の税率差において欠損金に

関する繰延税金資産の調整を要する可能性もあり、留意が必要です。

(5)支払利子損金算入制限

支払利子損金不算入制度は従前より幅広く適用されるため、損金不算入額に係る追加の繰延税金資産が計上されるケースが多く発生すると推察されます。損金不算入額は恒久的に繰り越し可能なため、評価性引当金の必要性は低いと考えられます。なお、従前の制度で発生した既存の損金不算入額の取り扱いは不明確であるため、対応する繰延税金資産の実現可能性については引き続き検討する必要があります。

(6)繰越欠損金使用制限および繰越期間の恒久化

繰越欠損金の使用制限と繰越期間の恒久化により、2018年以降に発生する欠損金は改正法を考慮して評価性引当金の評価を行う必要があります。特に、繰越期間の恒久化により従前は利用できなかった繰延税金負債との相殺の可能性、繰戻還付制度の廃止の影響などを勘案して判断する必要があります。

(7)テリトリアル税制の導入

海外子会社などの海外留保所得に関して繰延税金負債が計上されている場合、テリトリアル税制の導入で当該繰延税金負債を取り崩すことにより、税金費用の減額が見込まれます。ただし、海外子会社で発生した所得は恒久的に海外で投資するという会計ポジション(APB 23 assertion)の採用により繰延税金負債を計上していない場合には、会計上影響は僅少と考えられます。テリトリアル税制導入後は、海外留保所得に係る繰延税金負債の認識およびAPB 23 assertionの評価の重要性は低くなりますが、配当所得は引き続き州税の課税対象となる可能性があり、また、配当支払法人の所在地国で源泉税の対象となる可能性もあるため、APB 23 assertionの検討は継続して必要と考えられます。

(8)海外留保所得に対する強制みなし配当課税

米国子会社傘下に特定外国法人が存在する場合、強制みなし配当課税制度により海外留保所得に係る未払法人税を計上する必要があります。先述したAPB 23 assertionを採用し、海外留保所得に繰延税金負債を計上してこなかった会社は、一時に多額の税金費用の追加計上を余儀なくされることとなります。強制みなし配当課税で発生する租税負担額を8年間にわたって支払う選択を行う場合、未払法人税を流動負債と非流動負債に区分する必要があります。

(9) 税源浸食防止規定 (BEAT)

BEAT課税は所得ベースの課税であるため、企業が税効果を認識するにあたり、BEATをベースとする税率を用いるべきか、通常の法人税率を用いるかが問題でした。この点、FASBはスタッフQ&Aを公表し、税効果の認識にあたって通常の法人税率を用いるべきとの見解を示しています。

(10) 国際会計基準 (IFRS) 上の取り扱い

上記はUS GAAPにおける取り扱いですが、IFRSでは、繰延税金資産・負債が純損益以外(その他の包括利益または資本に直接)で認識されたものである場合、税率変更に伴う繰延税金資産・負債の変動額は、純損益以外(同)で会計処理することが求められます。この点はUS-GAAPとの明確な差異ですが、その他の点はIFRSにおいてもUS-GAAPとおおむね同様の取り扱いになると考えられます。

山岸 哲也 (やまぎし てつや)

PwC税理士法人

国際税務アドバイザーグループ/米国タックスデスク パートナー

公認会計士・税理士・米国公認会計士(イリノイ州)

1999年PwC税理士法人へ入所。2004年より2007年までPwC米国シカゴ事務所へ出向。現在、PwC税理士法人M&Aタックス部門のヘッドとして培ったM&Aおよび国際税務に関する豊富な経験に基づき、ストラテジック・バイヤー、フィナンシャル・バイヤー双方にデューデリジェンスや買収ストラクチャリングを中心としたM&A税務サービスを提供するとともに、国内外のさまざまな企業に対して国際税務プランニング、クロスボーダー組織再編に関する国際税務アドバイスを提供している。イリノイ大学アーバナシャンペーン校会計学修士課程修了。

メールアドレス：tetsuya.t.yamagishi@pwc.com

福島 誠也 (ふくしま せいや)

PwCあらた有限責任監査法人

財務報告アドバイザー一部 ディレクター

2005年公認会計士登録。2012年7月より3年間、金融庁総務企画局企業開示課にて専門官として勤務。

2015年に復帰後、金融機関を中心に会計アドバイザー業務を担当。日本公認会計士協会国際委員会委員長・国際団体対応専門委員会専門委員長(現在)。

メールアドレス：seiya.s.fukushima@pwc.com

M&A・事業戦略に関する 日本企業への影響

PwCコンサルティング合同会社
マネジメントコンサルティング
オペレーションズ
パートナー 野田 武

PwCあらた有限責任監査法人
シニアマネージャー 舟引 勇



はじめに

米国税制改正は、米国で事業・投資を行う日系企業にとって税務だけでなく、事業戦略・オペレーション・投資活動にも影響を及ぼします。米通信大手やエンジニアリング企業の一部は早くも設備投資や従業員への臨時ボーナス支給を発表し、ダボス会議で米国での設備投資に言及する企業もありました。製薬や航空、金融業界なども従業員の賃上げや人材育成への投資意欲を見せています。

ジェトロが2017年10～11月に実施した「米国進出日系企業実態調査」によると、税制改正への関心はトランプ政権の政策で最も高く、約80%の企業が関心を示しており、減税への期待が見られます。ただし、本税制改正を受けての日系企業の具体的な戦略・施策——設備投資やサプライチェーンの見直し、グローバル資本構成やトレジャリーマネジメント、M&Aポリシーの変更など——はまだ確立されておらず、筆者が企業にヒアリングした限りでは中長期的な視野で検討していく先が多い印象です。

本税制改正の影響度は業界によって差があり、米国進出形態や資本構成・取引内容も企業ごとに事情が異なるため、個別分析が必要です。分析時には税務・財務会計のみならず、戦略・事業・オペレーションモデルへの影響も測る必要があるため、経営企画部や事業部を巻き込んだクロスファンクショナルな検討が求められます。本稿では事業活動およびM&A活動という2つの視点から、本税制改正の影響と対応について考察します。

1 米国税制改正による事業への影響

まず、今回の米国税制改正はどのような企業に有利／不利かを考察します。本改正の主な内容は、以下5点です。

- ①法人税率の引き下げ
- ②固定資産の即時損金算入
- ③海外子会社に対する強制みなし配当課税(トールチャージ)
- ④支払利子の損金算入制限
- ⑤その他国際課税ルールの変更

これらは、税引後純利益および税引後ネット・キャッシュ・フローに影響します。企業は利益を獲得し、株主などのステークホルダーへ還元することを考えると、税に関する対策は重要な経営課題の一つです。昨今、EBITDA(利払い前・税引き前・減価償却前利益)やEBIT(支払金前税引前利益)などの経営管理指標が注目されがちですが、税引後利益および税引後ネット・キャッシュ・フローは企業の最終的な儲けを示すため、疎かにしてはなりません。そのような視点から、以下の切り口で税制改正の影響について考察します。

(1) 事業モデル：資本集約型か労働集約型か(関連改正項目：固定資産の即時損金算入)

資本集約型には巨額の設備投資を要する装置産業などが該当し、労働集約型には人的サービス業などが当てはまります。本改正では固定資産の即時損金算入が認められ、資本集約型企業は損金算入に係る部分で税務メリットを享受できるようになりました。これは製造業にとって朗報で、米国に生産子会社を持つ日系製造業は当該メリットを享受できると考えられます。一方、労働集約型企業の場合、設備投資に伴う固定資産の取得は見込まれにくいいため、メリットは考えられません。

(2) 資本構成：自己資本か他人資本か(関連改正項目：支払利子の損金算入制限)

資本構成の状況により、支払利子の損金算入制限の影響を大きく受ける米国法人が出てくると考えられます。高い財務レバレッジの企業は多額の有利子負債を調達しているため、関連する支払利子について損金算入できていた部分に制限がかけられ、税務コストが増える可能性があります。他の全ての条件が等しい前提で、損金算入制限の上限を超過した支払利子を有する場合は、税務コストが上がり、企業価値の低下を招くかもしれません。一方、全て自己資本で調達している企業には、マイナスの影響はありません。

(3) 利益獲得源泉の所在：米国内かオフショアか(関連改正項目：法人税率の引き下げ)

米国の連邦法人税率は35%と高いですが、統計によると実効税率は26~28%が多く、一部20%を下回る企業も存在しています。これは各種控除に加え、利益の源泉を米国外に持つグローバル企業は実効税率を下げやすい現状が反映されています。税制改正前の米国は全世界取得課税制度を採用し、米国外の利益は米国に還流した場合に課税され、米国外に留保した場合は課税されませんでした(CFC税制による合算が生じる場合を除く)。本税制改正で法人税率が21%に引き下げられると、米国内のみで展開する小売業者など、すでに実効税率が高い企業は相対的に大きな便益を受けます。一方、米国外からの利益が大きい企業はすでに実効税率が低いため、引き下げの便益は相対的に小さくなります。

(4) グローバル知的財産権のロケーション：米国内か日本か米国外か(関連改正項目：GILTI、FDIIおよびBEAT)

企業の特許権や商標権といった知的財産権の所在により、影響度が異なります。例えば、多国籍企業が米国にグローバル知的財産権を持ち、米国外から特許などの使用料を収受している場合は、当該米国法人が国外源泉無形資産関連所得(Foreign-Derived Intangible Income：以下、「FDII」)によって税務メリット(軽減税率13.125%)を受けられる可能性があります。

一方、米国傘下の海外子会社がグローバル知的財産権を有する場合、米国のCFC税制上、グローバル無形資産低課税所得(Global Intangible Low-Taxed Income：以下、「GILTI」)として扱われ、合算課税が生じる可能性があります。さらに、グローバル知的財産権が日本親会社にある場合、米国法人が日本親会社へ支払う特許使用料などには税源浸食防止規定(BEAT)による追加課税が生じる可能性があります。

今後の多国籍企業の知的財産権の開発・保有ポリシーは、

これら3つの視点から検討を行う必要があります。

以上、いくつかの視点で考察しましたが、米国中心の事業モデルほど税務メリットを享受でき、オフショア中心の事業モデルほど何らかの足かせに直面する可能性があります。

2 米国税制改正による事業への対応

上述のとおり、米国税制改正のインパクトは多様な分野に及び、ビジネスモデルの根幹にも影響します。日本企業が本税制改正で多額の税負担を強いられる場合は、ビジネスモデルの変更を検討する必要があります。特に、一部の事業モデルはリスクがあるため留意を要します。

一方、本税制改正の影響が小さいもしくはプラスの場合はどうでしょうか。経営戦略の視点では、事業環境の変化を分析することが不可欠で、特に競合分析は重要です。欧米にはすでに具体的な施策を明確化している企業もあるなか、日本企業は受け身の姿勢ではなく、本税制改正で経営目標の達成に向けて積極的に動くべきです。各種対応策を検討するには、本税制改正に伴う以下の2つの大きな潮流を理解することが大切です。

(1) 米国内事業活動が活性化

本税制改正では、税率引き下げやテリトリアル税制が導入され、米国内の事業活動が生み出すキャッシュ・フローが増加することから、日系企業にはおおむねプラスの影響があると見られます(各種控除の撤廃や支払利子損金算入制限などもあるため、当然ながら全ての内容が良い影響をもたらすとは言えません)。また、固定資産の即時償却や知的財産を米国内で保有することへの優遇措置など、米国でさまざまな事業活動を遂行する上で魅力的な改正内容となっています。

従って、企業は本改正を機に、バリューチェーンの一部もしくは全部を米国外から米国内に移転したり、サプライチェーンを見直したり、即時償却のメリットを享受するために積極的な設備投資計画を中期経営計画に織り込むなど、新たな施策を検討することが予測されます。米国事業全体がキャッシュ・フローを生み出しやすくなれば、買収ターゲットの範囲も広がるかもしれません。

(2) 米国企業が有する利益の国内還流に伴う余剰資金の増加

もう一つの重要な点は、米国子会社が米国外に有する海外留保利益を米国内に還流し、余剰資金が増える可能性があることです。法人税率の引き下げと利益の米国還流は、M&Aを含むさまざまな用途に利用できる資金を増加させる

図表1：米国税制改正に伴って想定される事業面での影響と対応策



でしょう。この観点から、短期から長期的にM&A活動の活発化が見込まれます。包括的な支払利子の損金算入制限の導入を踏まえ、CFOは還流資金を債務返済に充てることを奨励するかもしれません。あるいは、自己株式の取得に資金を活用するという見方もあります。

他方、企業は長期的な視点で投資家を満足させるため、有機的な成長やM&A活動を通じた非連続な成長に資金を投資し、高いリターンを追求することが求められます。米国外の資金へのアクセスが容易になることを背景に、資金の活用方法——グローバル・キャッシュ・マネジメントの最適化や有利子負債の返済、R&Dや設備投資などを検討していくことが必要です。

これら2つの潮流に基づいて図表1を参照し、今後の事業戦略の具体的な施策を検討してみましょう。

3 米国税制改正によるM&A活動への影響と留意点

今回の米国税制改正に伴い、M&A活動は活性化する可能性があると思定されます。米国M&A市場を取り巻く環境を見ると、米国の歴史的な低金利や底堅い景気、低い失業率などを背景に、M&Aのバイヤー視点では買収価格がかなり高くなっています。その一方、NAFTA交渉やさまざまな経済制裁などの影響は無視できません。

本税制改正に基づいてM&A市場やディールフローを考察すると、前項の2つの潮流に記載のとおり、税率の引き下げおよび米国内への資金還流によって、米国事業の魅力度は

相対的に増すことが予想されます。余剰資金が米国にあっても、魅力的な買収対象企業は限られており、買収価格が高騰する可能性もあります。昨今、高値で買収した直後に減損処理を行う例も見られますが、同じ轍を踏まぬように留意が必要です。さらに、M&A需要があるにもかかわらず、買収対象が米国内で見つからない場合は、各企業やファンドの長期ビジョン・戦略に合致することが前提となりますが、米国外で買収先を探す動きが加速する可能性も考えられます。

価値評価の視点で考察すると、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)を評価方法として採用する場合、将来フリー・キャッシュ・フローを計算する際は、税引前利益に実効税率を乗じてキャッシュ・フローを試算します。当該実効税率が下がるため、概して企業価値・株式価値は高まることになります。

一方、控除撤廃や固定資産即時償却、税務上の繰越欠損金(NOL)の使用制限などの変更から、将来期間のキャッシュ・フローで多額の設備投資やNOLの使用を計画する場合は、個別にその影響を検討することが必要となります。また、マルチプル法(乗数法)から価値評価を行う場合も、一部に影響を及ぼすことが想定されます。

米国外からの配当益金不算入により、資金の米国回帰が予測されるなか、M&Aへの当該資金活用は重要な施策となり得ます。こうした状況でM&A需要が今より高まると買収価格も上がり、結果として買収マルチプル(買収価格に対する乗数)が高まる可能性があります。

税制改正の各項目がM&Aにもたらす影響や留意点の詳細を図表2(P20)にまとめました。

図表2：税制改正項目別の影響および留意点

税制改正項目	M&Aの視点からの影響・留意点
全世界所得課税制度からテリトリアル税制への移行、ならびに海外留保所得に係る強制みなし配当課税の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国外にあるキャッシュの利用可能性が拡大することで、手元資金が増え、M&A用途の資金枠が増加し、適切な投資リターンを達成するための圧力が増す可能性がある ● 多国籍企業にとって、米国外に資金を留保するインセンティブがなくなる。買い手は潜在的な買収対象企業をリサーチし、買収後も買収ストラクチャへの影響をモデル化する必要がある ● デューデリジェンス局面で、買収ターゲットの強制みなし配当課税計算（例えば、海外子会社における1987年以降のEarnings & Profits = E&Pの金額計算）の妥当性を適切に評価し、E&Pを圧縮するために実施したタックスプランニングを精査する必要がある ● 買い手にとって、米国企業の魅力度がさらに増す可能性がある
連邦税率が35%から21%へ引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税率が引き下げられることでネット・キャッシュ・フローが増え、買収に利用可能なキャッシュが増加 ● 本税制改正により、買収ターゲットにおいて課税の繰延項目が多額である場合、買収価格への影響を検討 ● 価格調整条項（運転資本の調整）において、繰延税金資産が運転資本の一部を構成するような定義の場合などは、連邦税率の引き下げにより、買収価格が引き下げられる可能性がある
繰越欠損金の使用制限（ただし、無期限で繰越控除可能）	<ul style="list-style-type: none"> ● 近い将来、多額の繰越欠損金を使用する可能性がある場合、ネット・キャッシュ・フローモデルへの影響を考慮する必要がある ● 買収関連費用が多額となって欠損金が発生する場合、繰戻還付はできないことから、投資リターンや買収価格への影響を検討する必要がある
支払利子の損金算入制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 支払利子の損金算入が制限されることから、買収の資金調達方法としてエクイティによる資金調達をすべきか検討が必要 ● グローバルディールでは、米国で財務レバレッジを活用した有利子負債での資金調達に歯止めがかかり、米国外での負債調達を検討する必要がある ● グループ内外の負債ストラクチャに関連した大規模な再構成について検討
固定資産の即時償却	<ul style="list-style-type: none"> ● 買収ターゲットが製造業の場合、2022年までの期間でサプライチェーン全体にわたり、資本的支出（固定資産取得含む）を前倒しで増加させることで固定資産の即時償却を活用でき、結果として価値評価が高まる ● 資本集約型の事業モデルの場合、即時償却による節税効果に伴って投資リターンが改善し、価値評価が向上する ● 支払利子損金算入制限と関連し、資産買収における資金調達についても検討が必要 ● 即時償却が適用可能な資産がある場合、資産買収形式と株式買収形式どちらが適切か比較検討する（即時償却は中古資産の取得にも適用されるため、資産買収形式は即時償却のメリットが得られる可能性がある一方、株式買収形式の場合は当該メリットなし）
過大従業員報酬の損金算入制限——コミッションおよびパフォーマンスに基づく報酬に関わる適用除外規定が廃止	<ul style="list-style-type: none"> ● 買収後の経営陣の報酬が当該規定廃止の影響を受けるか確認し、必要に応じて対策を検討

4 おわりに

上述のとおり、米国税制改革は税務だけの問題ではなく、企業の各機能に深く影響を与えることから、事業・M&A環境へ幅広い示唆を与えます。また、検討課題ごとに異なる時間軸が存在します。

あらためて、今回の米国税制改革が日本企業の事業に与える主な影響としては、以下5点が考えられます。

- 米国内に資金が還流し、成長投資資金となる
- 設備投資が容易になり、固定資産を必要とする事業が立ち上げやすくなる。また、固定資産型事業の代表であるインフラ整備が進む
- 米国内でのR&D活動が有利になる
- 企業活動のバリューチェーン（R&D、生産、販売など）の米国シフトが進む
- 事業ポートフォリオにおける米国事業の位置付けが高まる

これらは極めて一般論ですが、メガトレンド的な要素——

例えば、「デジタル化」という要素が加わると、もう少し異なる世界が姿を現します。例えば、製造現場では高度なデジタル化が進んでいます。これまでは熟練技術者を低コストで獲得することがポイントでしたが、今後は作業の大半が自動化され、ロボットで代替されると予測されます。その結果、人件費においてLCCであることが大きなメリットにならない可能性が出てくるのです。

一方、自動化・ロボット化の推進は、事業キャッシュ・フローにおいて先行投資が増大するため、慎重な判断が必要となります。本税制改革による設備投資の即時償却は、デジタルを活用した未来型生産モデルへのシフトを加速させる可能性を秘めています。また、デジタル化されたビジネスでは、収穫逡増の法則または exponential growth（指数関数的成長）が存在することが広く知られています。このため、早期に市場シェアを獲得した企業が勝者となる傾向があります。設備投資の即時償却は、規模拡大に向けた投資をさらに促すことが見込まれます。

生産だけでなく、R&D機能の米国シフト／回帰は、米国起点のイノベーションをさらに加速していくと考えられます。米国に還流した投資資金は上記の成長機会を後押しするこ

となり、entrepreneurship(起業家精神)を強化しながら、米国におけるイノベーションのスピードを加速させるでしょう。本税制改正は、このようなグランドビジョンを背景に実現したとも推測できます。米国は、分断社会の懸念といったリスクも内包していますが、起業の場としての魅力度は確実に高まっていくと思われます。このようなメガトレンドを踏まえた上でマクロ的視点で捉えてみると、明日の世界が開けると考えられます。

企業には、本税制改正が税負担などの量的な変化のみならず、事業モデル・戦略などの質的な変化を巻き起こす可能性があることまでを含め、シナリオを描くことが求められます。日本企業の事業活動に、本稿の内容を少しでも役立てていただくことが筆者の願いです。

野田 武 (のただけし)

PwCコンサルティング合同会社

マネジメントコンサルティング オペレーションズ パートナー

20年以上のコンサルティング経験を有する。エンジニアリング・建設会社にて社会インフラの設計、海外不動産開発プロジェクトに従事した後、戦略コンサルティング会社を経て、現在に至る。

幅広い業界に対して、全社および事業の戦略、企業再生など事業のトランスフォーメーション、業務・組織の変革、オペレーション戦略(調達、生産、マーケティング、営業、SCM)など多様なプロジェクトを実施。

著書に『最強の経営シリーズ』、『最強の業務改革』、『最強のコスト削減』、『最強の調達戦略』など。

メールアドレス：takeshi.noda@pwc.com

舟引 勇 (ふなびき いさむ)

PwCあらた有限責任監査法人

シニアマネージャー

公認会計士・米国公認会計士(デラウェア州)

青山監査法人にて大手企業の監査業務の後、2006年よりPwCアドバイザリー株式会社(現PwCアドバイザリー合同会社)にて国内外のM&Aアドバイザリー業務に従事。2013年～2014年PwC英国のコーポレートファイナンス部門に出向。帰国後は、米国トランプ政権や英国のEU離脱(ブレグジット)に代表される「先進国リスク」への対応支援業務を担当。

メールアドレス：isamu.funabiki@pwc.com

実務対応報告第36号 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株 予約権を付与する取引に関する取扱い」について

PwCあらた有限責任監査法人
アカウントティング・サポート部
マネージャー 古河 友紀



はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」。)は、2018年1月12日に、実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(以下、「本実務対応報告」。)を公表しました。

本実務対応報告は、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引(以下、当該取引において付与される新株予約権を「権利確定条件付き有償新株予約権」。)について、必要と考えられる会計処理および開示を明らかにすることを目的としています。

本実務対応報告は、2018年4月1日以後適用されます。ただし、本実務対応報告の公表日以後適用することもできます。

なお、上記に関連して、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下、「複合金融商品適用指針」。)が改正されています。

1 公表の経緯

近年、企業がその従業員等に対して新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引が見られています。当該取引に関する会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなく、以下のいずれかによる会計処理が行われており、実務上のばらつきが生じていました。

- 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、「ストック・オプション会計基準」。)に定めるストック・オプション
- 複合金融商品適用指針の適用範囲に含まれる新株予約権

2014年12月に開催された第301回企業会計基準委員会において、基準諮問会議よりASBJに対して、当該権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業の会計処理について審議を行うことが提言されました。これを受けて、ASBJは、審議を重ね、2017年5月に公開草案を公表し、広く意見を求めたあと、寄せられた意見を検討し、公開草案の内容を一部修正した上で、2018年1月12日に、本実務対応報告を公表しました。

2 主な内容

(1) 目的

本実務対応報告は、企業がその従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、必要と考えられる会計処理および開示を明らかにすることを目的としています。

(2) 範囲

本実務対応報告は、おおむね以下の内容で発行される権利確定条件付き有償新株予約権を対象としています(本実務対応報告第2項)。

- 企業は、従業員等を引受先として、新株予約権の募集要項(行使価格、権利確定条件、数、払込金額、割当日、払込期日等)を決議する。
- 新株予約権には市場価格がない。
- 新株予約権には、次のいずれかの権利確定条件が付されている。
 - ・ 勤務条件および業績条件
 - ・ 業績条件のみ(勤務条件は付されていない)
- 募集新株予約権を引き受ける従業員等は、申込期日までに申し込む。
- 企業は、申込者から募集新株予約権を割り当てる者及びその数を決定する。
- 割当てを受けた従業員等は、割当日に新株予約権者となり、払込期日までに企業に一定の額の金銭を払い込む。
- 権利確定条件が満たされた場合、新株予約権は行使可能となる。
- 権利確定条件が満たされなかった場合、新株予約権は失効する。
- 新株予約権が行使される場合、
 - ・ 新株予約権者となった従業員等は、行使価格に基づく額を企業に払い込む。
 - ・ 企業は、当該従業員等に対して新株を発行するか、自己株式を処分する。
- 行使されずに権利行使期間が満了した場合、新株予約権は失効する。

(3) 適用する会計基準

本実務対応報告は、企業が従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、当該企業がその従業員等に報酬*として付与するものであり、ストック・オプション会計基準に定めるストック・オプションに該当するものとしています(本実務対応報告第4項)。

ただし、権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権はストック・オプションには該当せず、これを付与する取引の会計処理については複合金融商品適用指針に従うものとしています(本実務対応報告第4項ただし書き)。

(4) 会計処理および開示の概要

権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴って従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準の対象であるストック・オプション取引(従業員等が金銭を企業に払い込まない取引)と類似しています。これを踏まえ、本実務対応報告では、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、ストック・オプション会計基準およびストック・オプション適用指針に準拠した会計処理および開示を行うものとしています。詳細は表1(P24)のとおりです。

3 適用時期等

本実務対応報告は、2018年4月1日以後適用されます。ただし、本実務対応報告の公表日以後適用することもできます。なお、適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続することができます(本実務対応報告第10項)。

4 関連する会計基準

本実務対応報告の公表に伴い、同日付で、複合金融商品適用指針が改正されています。

この改正の趣旨としては、本実務対応報告の適用対象となる権利確定条件付き有償新株予約権は、現金のほかに従業員等からの労働や業務執行等のサービスを対価として付与されるものと整理されているため、複合金融商品適用指針の適用範囲には含まれないことを明確化するものです。具体的には、複合金融商品適用指針の範囲(同第2項)が以下のとおりに改正されています。

現行(複合金融商品適用指針)	改正内容
本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、本適用指針は、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権の会計処理についても取り扱っている。ただし、新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。	本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、本適用指針は、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権の会計処理についても取り扱っている。ただし、新株予約権については、現金のみに対価として受け取り、付与されるものに限る。

* 「報酬」とは、企業がその従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう(ストック・オプション会計基準第2項(4))

表1

項目	ストック・オプション会計基準	本実務対応報告
会計処理(付与日から権利確定日まで)		
付与に伴う従業員等からの払込金額	(該当なし)	純資産の部に新株予約権として計上する(第5項(1))。[追加]
従業員等から取得するサービス	その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する(第4項)。	(左記に準拠した取扱い)(第5項(2))
各会計期間における費用計上額の算定	ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法等に基づき、当期に発生したと認められる額(第5項)。	権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から付与に伴う払込金額を差し引いた金額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法等に基づき、当期に発生したと認められる額(第5項(3))。
	公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定する(第5項)。	(左記に準拠した取扱い)(第5項(3))
公正な評価単価の算定	付与日において算定し、条件変更の場合を除き、その後は見直さない(第6項(1))。	(左記に準拠した取扱い)(第5項(4)①)
	株式オプションの合理的な価値の見積りに広く受け入れられている算定技法を利用する。失効の見込みはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない(第6項(2))。	(左記に準拠した取扱い)(第5項(4)②)
ストック・オプション数の算定	付与されたストック・オプション数から、権利不確定による失効の見積数を控除する(第7項(1))。	(左記に準拠した取扱い)(第5項(5)①)
ストック・オプション数の見直し(条件変更を除く)	権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合、これに応じてストック・オプション数を見直す(第7項(2))。	(左記に準拠した取扱い)(第5項(5)②)
	ストック・オプション数を見直した場合、見直し後のストック・オプション数に基づく公正な評価額のうち、その期までに発生したと認められる費用の金額と、これまでに費用計上した金額との差額を、見直した期の損益として計上する(第7項(2))。	権利確定条件付き有償新株予約権数を見直した場合、見直し後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく公正な評価額から付与に伴う払込金額を差し引いた金額のうち、その期までに発生したと認められる金額と、これまでに費用計上した金額との差額を、見直した期の損益として計上する(第5項(5)②)。
権利確定日におけるストック・オプション数の修正	権利確定日には、ストック・オプション数を実際に権利の確定した数に修正する(第7項(3))。	(左記に準拠した取扱い)(第5項(5)③)
	ストック・オプション数を修正した場合、修正後のストック・オプション数に基づく公正な評価額に基づき、権利確定日までに費用として計上すべき金額と、これまでに費用計上した金額との差額を、権利確定日の属する期の損益として計上する(第7項(3))。	権利確定条件付き有償新株予約権数を修正した場合、見直し後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく公正な評価額から付与に伴う払込金額を差し引いた金額と、これまでに費用計上した金額との差額を、権利確定日の属する期の損益として計上する(第5項(5)③)。
付与に伴う払込金額のうち、権利不確定による失効に対応する部分	(該当なし)	利益として計上する(第5項(6))。[追加]
会計処理(権利確定日後)		
権利行使に対する新株の発行	新株予約権として計上した金額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える(第8項)。	(左記に準拠した取扱い)(第6項(1))
権利不行使による失効	新株予約権として計上した金額のうち、当該失効に対応する部分を当該失効が確定した期の利益として計上する(第9項)。	(左記に準拠した取扱い)(第6項(2))
会計処理(その他)		
権利確定日の判定	勤務条件および業績条件が付されている場合 ●これらの条件のうちいずれかを満たせば権利が確定するときは、当該いずれかの条件を満たした日を権利確定日とする。 ●これらの条件のすべてを満たさないと権利が確定しないときは、これらすべての条件を満たした日を権利確定日とする。 (ストック・オプション適用指針第19項)	(左記に準拠した取扱い)(第7項(1)(2))
	(明文の規定なし)	業績条件のみ付されている場合 業績を達成するか達成しないかが確定する日を権利確定日とする(第7項(3))。

* 権利確定条件付き有償新株予約権に関して、上記以外の会計処理については、ストック・オプション会計基準およびストック・オプション適用指針の定めに従うことになります(本実務対応報告第8項)。また、開示については、通常のストック・オプションの場合と同様に、ストック・オプション会計基準第16項およびストック・オプション適用指針第24項から第35項に従うことになります(本実務対応報告第99項)

古河 友紀(ふるかわ ゆき)

PwCあらた有限責任監査法人

アカウントティング・サポート部 マネージャー

2008年米国公認会計士(カリフォルニア州)登録。2011年9月より2013年9月までPwC 米国法人ロサンゼルス事務所に出身し、米国企業の監査業務に携わる。帰国後は、アシュアランス業務部門において、主にSEC登録の日本企業の米国会計基準/PCAOB監査に従事し、現在は、アカウントティング・サポート部で、法人内での日本基準およびIFRS適用に関する相談業務に従事している。

メールアドレス: yuki.f.furukawa@pwc.com

企業会計基準第28号「『税効果会計に関する会計基準』の一部改正」等の適用について



PwCあらた有限責任監査法人
第3製造・流通・サービス部
パートナー 市原 順二

はじめに

2018年2月16日に企業会計基準委員会より企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下、「新会計基準等」。)が公表されました。この新会計基準等は2018年4月1日以後開始する連結会計年度または事業年度から適用されることとなります。

本稿では、新会計基準等の適用にあたっての主な留意点を紹介します。

なお、本稿の見解に関する部分は著者の私見でありPwCあらた有限責任監査法人の見解ではないことをご容赦ください。また、新会計基準等の概要につきまして、PwC's View 第10号「企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等について」も併せてご参照ください。

上記のほか、本稿における会計基準等の表記は以下を指しています。

「税効果会計基準」 …税効果会計に係る会計基準
「税効果会計基準注解」 …税効果会計に係る会計基準注解
「税効果会計基準一部改正」 …『税効果会計に係る会計基準』の一部改正
「税効果適用指針」 …税効果会計に係る会計基準の適用指針
「回収可能性適用指針」 …繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針
「旧連結税効果実務指針」 …連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針(廃止)

1 注記開示への対応

(1) 評価性引当額の内訳に関する情報

新会計基準等では、従来の繰延税金資産負債の内訳注記に含まれる評価性引当額の内訳注記に関連付けて、税務上の繰越欠損金に重要性がある場合には、評価性引当額の内訳を開示することを求めています(税効果会計基準注解8(1))。具体的には、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載することになります。この場合の「重要性がある場合」については、「例えば、税務上の繰越欠損金の控除見込額(課税所得との相殺見込額)が将来の税負担率に重要な影響を及ぼす場合が含まれると考えられる」とされています(税効果会計基準一部改正30項)。

このような評価性引当額の内訳注記を作成するにあたっては、納税単位ごとのスケジューリング表の作成が不可欠となります。実務的には、将来減算一時差異と将来加算一時差異を相殺させた残額を繰越欠損金に充当するという回収可能性適用指針で求められるスケジューリングの作成手順を踏まえた計算が求められます。

また、このように評価性引当額の内訳注記を求める一方、「評価性引当額」の範囲が必ずしも実務的に一貫していないことへの懸念に対応して、評価性引当額の対象となりうるものが明確に示されています。具体的には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等に係る繰延税金資産についても評価性引当額の対象となりうるものが明らかにされています(税効果会計基準注解8項(1))ので、留意が必要です。

(2) 評価性引当額に重要な変動が生じている場合の注記

新会計基準等では、繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載することとされています(税効果会計基準注解8(2))。この場合の「重要な変動」については、回収可能

性の判断の基礎となる「分類」の変化に伴う場合もあれば、評価性引当額の対象となる繰延税金資産そのものが変動する場合もあり、実務上判断に悩む場合があるものと考えられますが、一つの目安として「税引前純利益の額に対する評価性引当額の変動額(合計額)の割合が重要な場合が含まれる」という見方が示されています(税効果会計基準一部改正36項)。もちろん、評価性引当額が増加した場合ばかりではなく、評価性引当額が減少した場合も注記の対象になりうるものと考えられます。

また、「税負担率と法定実効税率との間に重要な差異がなく、税率差異の注記を省略している場合(例えば、当該差異が法定実効税率の100分の5以下である場合)」はこの注記は不要とされています(税効果会計基準一部改正36項)。

(3) 繰越欠損金の繰越期限別の内訳に関する注記

新会計基準等では、税務上の繰越欠損金の額が重要である場合には、税務上の繰越欠損金に法定実効税率を乗じた金額(すなわち評価性引当額控除前の繰延税金資産に相当する金額)と、それに対応する評価性引当額、および評価性引当額控除後の繰延税金資産を繰越期限別に示すことが求められます(税効果会計基準注解9(1))。

留意したいのは、ここで示す内訳は、スケジューリングにより回収できると見積もられている期ごとの内訳ではなく、繰越期限別の内訳であるということです。

実務的には、税務上の繰越欠損金を有する子会社から網羅的に繰越期限別の繰越欠損金の明細とそれに見合う評価性引当額に関する情報を収集するという点については事前の準備が必要な場合と考えられます。特に繰越欠損金を有する海外子会社の場合には、それぞれの国ごとに繰越欠損金の使用期限が異なりますので、それぞれの国ごとの税制に対応した情報の収集が必要となります。また、連結企業集団内に連結納税制度を適用している企業グループがある場合は、法人税に係る繰越欠損金と地方税に係る繰越欠損金を別々に把握する必要がありますので留意が必要です。

(4) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した理由の注記

新会計基準等では、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、すなわち回収可能と判断した場合にはその理由の注記が求められています(税効果会計基準注解9(2))。過去に重要な繰越欠損金を計上した納税主体が将来に課税所得を計上できると合理的に認められると判断した理由を説明することになりますので、少々踏み込んだ記述が必要になるものと考えられます。なお、この場合の「重要な」の判断についても明確な基準は存在しませんが、「例えば、純資産の額に対する税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の割合が重要な場合が含まれる」

(税効果会計基準一部改正47項)という見方が参考になります。

(5) 個別財務諸表についての取り扱い

上記(1)～(4)の注記のうち、(2)～(4)については、連結財務諸表を作成している場合には個別財務諸表における注記は不要とされています(税効果会計基準注解8(2)、注解9)。(1)の評価性引当額の内訳注記については個別財務諸表においても注記が求められています。

(6) 会社法計算書類、連結計算書類における取り扱い

新会計基準等の適用に合わせた会社計算規則等の改正もすでにされていますが、これら(1)～(4)の注記事項については、会社計算規則では明示的に求められているものではありません。

2 表示に関する見直しへの対応

従来、繰延税金資産および繰延税金負債の貸借対照表上の表示については、その一時差異の対象となる資産および負債の属性に応じて流動項目と固定項目に分類して表示していましたが、今回の改正により固定項目、すなわち固定資産(投資その他の資産)もしくは固定負債で表示することとされました(税効果会計基準第三1)。

この改正については、実務的に大きな影響を与えるものではないと考えられますが、従来は同一の納税主体ごとで流動項目と固定項目でそれぞれ純額計算して繰延税金資産もしくは繰延税金負債のいずれかに計上されていた形になっていたものが、改正後は全て固定項目に集約した上で純額計算して繰延税金資産もしくは繰延税金負債に計上される(税効果会計基準第三2)こととなりますので、適用初年度の比較情報について財務諸表の組替えを行う際には留意が必要です。

3 子会社株式に係る税効果会計の取扱いの見直しへの対応

(1) 個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式に係る将来加算一時差異の取扱い

従来は、個別財務諸表においては、将来加算一時差異に係る繰延税金負債は認識するものとされていましたが、連結財務諸表における子会社投資及び関連会社投資に係る留保利益の税効果について一定の要件を満たす場合には認識しないこととの平仄を図る観点から、新会計基準等では、その投資の売却等を自身で決めることができ、かつ予測可能な期間にその売却等を行う意思がない場合には子会

社株式及び関連会社株式(以下、「子会社株式等」)に係る将来加算一時差異については繰延税金負債を計上しないこととされています(税効果適用指針8項(2))。個別財務諸表で、子会社株式等に将来加算一時差異が認識されるケースはあまり多くはなく、実務への影響は小さいものと考えられます。

(2) (分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

回収可能性適用指針における(分類1)に該当する企業については、将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性が認められるものとされてきました。そのため、子会社株式等について過去会計上評価損を計上した場合に認識される将来減算一時差異についても、(分類1)に該当する企業では繰延税金資産を認識してきました。

しかし、わが国の法人税法上、完全支配関係にある国内の子会社株式について清算した場合には、当該子会社株式の評価損はその時点では損金に算入できず、当該子会社の繰越欠損金を完全支配親会社が引き継ぐことができる定めとなっています。そのため、完全支配関係にある国内の子会社株式については、その処分の方法によっては将来減算一時差異に係る繰延税金資産が回収できない、ということが生じます。今回の新会計基準等では、この税務上の取扱いへの対応として、(分類1)に該当する企業であっても、このような完全支配関係にある国内の子会社株式について清算するまで保有し続ける方針があるなど、将来税務上の損金に算入される可能性が低い場合にはこの将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性がないものと判断することとされています(回収可能性適用指針18項、67-2~67-4項)。

(分類1)に該当することとなる企業があまり多い状況ではないと考えられるものの、(分類1)に該当する企業ではこのようなケースに直面することは稀ではないものと考えられ、この点については、会計方針の変更として処理する必要がある場合が想定されます。

(3) 子会社の利益のうち投資時に留保しているものに関する繰延税金負債の取扱い

連結財務諸表における子会社投資に係る留保利益の税効果は、子会社取得後の留保利益が連結財務諸表固有の一時差異に該当することが計上の根拠になっています。一方、旧連結税効果実務指針では、子会社投資時の留保利益であっても、将来の配当時に税負担が見込まれる場合に繰延税金負債を認識することができるとされていました(旧連結税効果実務指針58項)。

しかしながら、この取扱いは、原則どおり資産負債法の考え方で一貫させることが優先され、今回の新会計基準等では採用されていません。結果として、このような場合でも繰

延税金負債を認識しないこととされています(税効果適用指針114項)。従来このような取扱いを行っている事例は稀であるとされていますが、仮にこの新会計基準等を適用した場合は過年度認識した企業結合の会計処理を適宜的に修正することになりますので留意が必要です(以下、4「適用初年度の取扱いおよび経過措置」参照)。

4 適用初年度の取扱いおよび経過措置

(1) 原則的な適用および早期適用

これらの新会計基準等は2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度より適用されることとなります(税効果会計基準一部改正6項)。ただし、本稿1、2で示した貸借対照表上の表示および注記事項については、2018年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度より早期適用することができます。原則どおり、2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度より適用する場合には公表後最初の決算においては、「未適用の会計基準等」として注記の対象になります。

(2) 適用初年度の取り扱い

新会計基準等の適用における3に掲げる取り扱いは会計方針の変更として扱われることとなりますが、その適用初年度における特別の取扱いが認められておらず、会計方針の変更における原則どおり適及修正を行うこととなります。これらの新しい会計上の取扱いが過年度の財務諸表に影響を与えるケースは多くないものと考えられますが、3(2)で示すように企業結合時の会計処理にも適及修正を求める形となりますので留意が必要です。

一方、1、2で示す注記開示および表示については適用初年度において表示方法の変更として「財務諸表の組替え」が求められますが、1に示す注記事項については適用初年度の比較情報の注記に含めないことが認められています(税効果会計基準一部改正7項)。

全体の概要は図表1をご参照ください。

図表1：適用初年度の取扱い

	会計方針の変更	表示方法の変更	適及処理
注記事項(1参照)		○	○*
貸借対照表における表示(2参照)		○	○
個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い(3(1)参照)	○		○
(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い(3(2)参照)	○		○
子会社の利益のうち投資時に留保しているものに関する繰延税金負債の取扱い(3(3)参照)	○		○

*今回追加された注記事項については適用初年度の比較情報に記載しないことができる。

5 おわりに

今回の新会計基準等は主として税効果会計に関する一連の会計基準の体系を整理しつつ開示の充実を図ったものであり、会計処理そのものについて実務に影響を与える大きな変更はありません。連結財務諸表で必要な注記情報を連結子会社からも収集して適切に注記するという点については親会社・連結子会社とも一定の事務負担が求められるところですので、十分な事前準備が必要なものと考えられます。

市原 順二 (いちはら じゅんじ)

PwCあらた有限責任監査法人

第3製造・流通・サービス部 パートナー

1994年公認会計士登録。2007年7月より3年間、企業会計基準委員会に
研究員として出向。

2010年の帰任後は主として製造業の監査業務を担当。著書に『過年度遡
及の会計実務Q&A』(中央経済社)など。日本公認会計士協会税効果会計
専門委員(現在)。企業会計基準委員会税効果会計専門委員(現在)。

メールアドレス: junji.ichihara@pwc.com

業種別在庫管理および在庫評価のポイント

第5回 ソフトウェア業界



PwCあらた有限責任監査法人
製造・流通・サービス部
シニアマネージャー 高橋 宏之

はじめに

本稿は、ソフトウェア業界に属する企業(以下、「ソフトウェア企業。’)における在庫管理と在庫評価に焦点を当てて解説を行います。

総務省が2017年に公表した「平成29年版 情報通信白書」によると、2016年1月にスイス・ダボスで開催された第46回世界経済フォーラムの年次総会(通称「ダボス会議」)の主要テーマとして「第4次産業革命の理解(Mastering the Fourth Industrial Revolution)」が取り上げられ、その定義をはじめさまざまな議論が行われました。この第4次産業革命においては、デジタル技術の進展と、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT(Internet of Things)の発展により、限界費用や取引費用の低減が進み、新たな経済発展や社会構造の変革を誘発すると議論されました。このようなイノベーションのいくつかは無形の資産であるソフトウェアという形で会計上、識別されることになり、ソフトウェアの開発企業は、多くの場面でその技術を具現化していくことが予想されます。

このような状況において、ソフトウェア業界における在庫管理および在庫評価のポイントをあらためて見直すことで、適切な在庫管理および在庫評価に資することを本稿は目的としています。

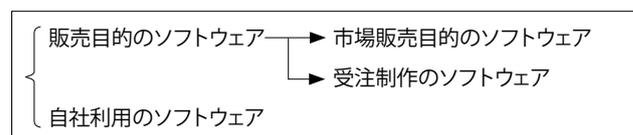
なお、本文中の意見に係る部分は、全て筆者個人の私見であり、PwCあらた有限責任監査法人の正式な見解でないことをあらかじめお断りします。

1 ソフトウェアの定義と分類

ソフトウェアの在庫管理および在庫評価を検討するに際しては、「研究開発費等に係る会計基準(会計企業審議会)」(以下、「基準。’)および「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針(会計制度委員会報告第12号)」(以下、「実務指針。’)で区分されているソフトウェアごとの特徴に応じた検討が必要となる。ソフトウェアはその制作目的から、市場販売目的のソフトウェア、受注制作のソフトウェア、自社利用のソフトウェアの3つに分類されます。

まず、第三者に販売することを目的として制作するソフトウェアであるのか、あるいは、自社で利用するために制作するソフトウェアであるかという観点から分類されます。前者を「販売目的のソフトウェア」といい、後者を「自社利用のソフトウェア」といいます。次に、販売目的のソフトウェアは、ソフトウェア製品マスターを開発し、これを複製して不特定多数の顧客に販売するのか、それとも特定の顧客からソフトウェア開発の注文を受けて制作されるのかという観点で分類されます。前者を「市場販売目的のソフトウェア」といい、後者を「受注制作のソフトウェア」といいます。

(ソフトウェアの定義と分類)



これら3つに区分したソフトウェアについて、まず、在庫評価の留意点から見ていくとします。

(1) 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアにおいては、最初に製品化された製品マスターが完成し、研究開発が終了した後の製品マスターの制作原価が、無形固定資産(ソフトウェア)として計上されます。市場販売目的のソフトウェアの制作費を、研

究開発費として費用処理するのか、ソフトウェアとして資産計上するかの判断にあたっては、研究開発の終了時点を取扱いが異なります。すなわち、研究開発の終了時点よりも前に発生したものは研究開発費として発生時に費用処理され、研究開発の終了時点よりあとに発生したものについては無形固定資産として資産計上されます。

実務指針では、研究開発の終了時点を判断するに際して、次の2つの要件が満たされることが必要とされています。

- 製品マスターについて販売の意思が明らかにされること
- 最初に製品化された製品マスターが完成すること

資産計上されたソフトウェアは、製品マスター自体が販売対象物でなく、これを利用した製品が販売されていることとなります。収益は複製された製品が販売されることにより計上されることから、この収益に製品マスターの制作費を費用として対応させるため、ソフトウェアの減価償却を行うことが必要となります。

実務指針における、市場販売目的のソフトウェアの減価償却の方法をまとめると以下のとおりです。

- 見込販売数量に基づく方法
- 見込販売収益に基づく方法

どちらの方法を採用するにしても、毎期の減価償却額は、見込販売数量(収益)に基づく減価償却額と残存有効期間(販売見込期間)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上することが求められております。

市場販売目的のソフトウェアに係る見込み販売数量(収益)は、市場の動向に応じて変化するものでありますので、毎期見直しが必要となります。見直しの結果、見込販売数量(収益)の変更が必要となった場合には、会計上の見積りの変更として、変更後の見込販売数量(収益)に基づき、当期および将来の期間の損益として減価償却費を計上することとなります。なお、将来の見込販売収益が未償却残高を下回った場合には、その差額を一時の費用または損失として計上する必要があります。

また、製品マスターが完成後も、一般的に、製品の市場における競争力を維持するため、ソフトウェアの機能の改良、強化等に関連した活動が行われます。そのため、製品マスターの機能の改良、強化を行うための費用は原則として無形固定資産に計上されますが、当該改良が「著しい改良」に該当する場合は、研究開発費として発生時に費用処理されることとなります。

(2)受注制作のソフトウェア

特定のユーザー向けにソフトウェアを制作し提供する等の受注制作のソフトウェアについては、工事完成基準または工事進行基準のいずれかを適用しているかにより、棚卸資産が計上されるか否かの相違があります。いずれの場合にも、赤字となる可能性が高く損失額を合理的に見積もれる場合は、予想される損失に対して受注損失引当金を計上する必要があります。加えて、検収後のアフターコストが見込まれる場合、瑕疵担保等に係る費用等に対して引当金の計上を行う等、費用計上する必要となります。

なお、「工事契約に関する会計基準(企業会計基準第15号)」(以下、「工事契約の基準」。)では、工事損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるときには、工事契約の全体から見込まれる工事損失から当該工事契約に関してすでに計上された損益の額を控除した残高、すなわち、当該工事契約に関して今後見込まれる損失の額について、工事損失引当金を計上する、と規定されております。なお、当該基準では工事損失引当金という名称が使用されておりますが、ソフトウェア業界では受注損失引当金という名称が一般的と考えられるため、以下では受注損失引当金という表記を使用しております。

進行基準を適用している場合、棚卸資産の計上はありませんので、これまでに計上した進行基準売上および原価の累計額を控除した金額をもって、受注損失引当金とします。一方、完成基準を適用している場合、すでに「棚卸資産の評価に関する会計基準(企業会計基準第9号)」(以下、「棚卸資産の評価の基準」。)に基づき、すでに評価損を計上している場合は、受注損失額を計上するに際して除きます。従って、見込まれる損失を、棚卸資産評価損として処理するのか、受注損失引当金として処理するかは、各社により異なっていると考えられます。

このように、完成基準を適用している場合は、棚卸資産評価損と受注損失引当金がともに発生することがありますが、貸借対照表において、両建て計上することも相殺して表示することも認められています。この場合、棚卸資産と受注損失引当金を総額で表示した場合と同じ情報が提供される必要があるため、受注制作のソフトウェアの契約に係る棚卸資産が相殺後の額で表示されている旨と、相殺表示した棚卸資産の額の注記が必要となります。なお、棚卸資産の評価の基準と受注損失引当金の計上に際しては、実務上、多くの企業が棚卸資産の評価において、切放法でなく洗替法を採用しているため、損失の発生見込額の変動に応じて計上される受注損失引当金との適用順番に関し、損益に与える影響に相違はないことから、両基準の適用順位が問題になることは実質的にはほとんどないと考えられます。

(3) 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェア自体の定義は明確に規定されておりませんが、基準において「社内利用のソフトウェアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得または費用削減が確実にであると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用を資産として計上しなければならない。」と、資産計上するソフトウェアとして記載があります。そのため、自社利用のソフトウェアの取得費・制作費に関しては、当該ソフトウェアを利用することにより、将来の収益獲得や費用の削減が確実にであると認められる場合には、適切な原価を集計した上、無形固定資産として計上されます。

(資産計上に際しての判断基準)

将来の収益獲得又は費用削減	会計上の取扱い
確実にであると認められる場合	資産計上
不明な場合	費用処理
確実にであると認められない場合	費用処理

資産計上された自社利用ソフトウェアは、利用実態に応じて最も合理的な方法で減価償却を行うこととなります。自社利用のソフトウェアについては、各企業がその利用の実態に応じて最も合理的と考えられる減価償却の方法を採用すべきものですが、市場販売目的のソフトウェアに比べて、収益との直接的な対応関係が希薄な場合が多く、物理的な劣化を伴わない無形固定資産の償却であることから、一般的には定額法による償却が合理的であると考えられます。また、近時の技術革新の状況等に配慮し、実務指針では原則5年以内の年数とすることとされています。

自社利用のソフトウェアについては、「固定資産減損会計基準(企業会計審議会)」および同適用指針が適用されることとなりますので、毎期末に、減損の兆候の有無を検討し、必要に応じて減損損失を計上することとなります。これは自社利用のソフトウェアに関しては、市場販売目的のソフトウェアと異なり、減損に類似した収益性の低下を反映する会計処理が規定されていないためであります。また、第三者への業務処理等のサービス提供の自社利用のソフトウェアにおいては、市場販売目的のソフトウェアと同様、見込販売数量ないし見込販売収益に基づく償却方法を採用している場合は、これらに準じて、収益性の低下を反映する処理を行うこととなります。

2 ソフトウェアの在庫管理

上述したこれらソフトウェアはいずれも「無形」な資産であ

ることから、実在性を直接的に確認することは困難といえます。そのため、資産性を失ったと判断した場合は、その意思決定の結果をソフトウェア残高の管理台帳等から除却処理漏れが生じやすいと考えられることから、定期的な棚卸を実施することが必要となります。また、税務上、有姿除却を認めていることから(法人税取扱通達 基本通達 7-7-2の2)、資産性が失われた状況を説明できるように、販売終了の意思決定の結果を稟議書や既存のソフトウェアに代替する新製品の開発状況等が記載されている提案書等を具備することが、除却年度における損金算入条件となります。

高橋 宏之 (たかはし ひろゆき)

PwCあらた有限責任監査法人

製造・流通・サービス部 シニアマネージャー

2006年公認会計士登録。エンターテインメントやソフトウェア業界を中心に、国内大手上場会社、外資系国内子会社等のIFRS基準、日本基準による会計監査に従事。加えて、IPO支援に関する業務にも従事。

メールアドレス: hiroyuki.h.takahashi@pwc.com

IFRS ICによる却下通知(リジェクションノートイス) ～IFRS解釈指針委員会での議題から却下された論点～ IAS第23号「借入コスト」

PwCあらた有限責任監査法人
アカウントティング・サポート部

はじめに

「IFRS IC リジェクション」とは、一般に、IFRS解釈指針委員会(以下、「IFRS IC」)が基準設定アジェンダに取り上げないと判断した論点をいいます。IFRS ICは、関係者から寄せられたさまざまな論点を検討します。論点を基準設定アジェンダに追加することが決定されると、解釈指針の開発や狭い範囲の基準の修正(「年次改善」としての修正を含む)の検討が開始されます。一方で、多くの論点は、基準設定アジェンダとして取り上げることが却下(リジェクション)されています。IFRS ICは、却下した論点について、論点の概要と、基準設定アジェンダに追加しないと判断した理由を簡潔にまとめ、ウェブサイトなどで公表しています。「却下通知(リジェクションノートイス)」と呼ばれるこの情報は、基準承認の権限を有する国際会計基準審議会(以下、「IASB」)の審議を経ずに公表されるものですので基準書ではありませんが、IFRS ICの見解を示しており、基準の適用において有用な情報といえます。

これまでどのような論点がIFRS ICに提出され、どのような却下通知が公表されたのか、今回はIAS第23号「借入コスト」を扱います。

IAS第23号は借入コストの認識、測定および開示を取り扱っています。IFRS ICは、過去10年間に、IAS第23号に関して、2つの事項を却下しています。

外国為替および資産化可能な借入コスト (2008年1月)

IAS第23号では、外貨建借入金から発生する為替差損益で、金利コストに対する修正と見なされる部分は、借入コストの費用に含まれる場合がある、としています(6項(e))。

IFRS ICは、この規定に関連する、為替差損益およびそのような為替リスクをヘッジするために利用するデリバティブの取扱いについてガイダンスを作成するよう要請を受けましたが、これを却下しました。

IFRS ICは、IAS第23号の原則は、企業に適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストを、当該資産の取得原価の一部として資産化することを要求することであると言及しました。適格資産の取得に直接起因する借入コストを算定することは難しく判断が必要になることも、IFRS ICは留意しました。

企業が外貨建借入にIAS第23号をどのように適用するかは、会計方針の選択の問題であり、企業は状況に応じて判断することが必要です。IAS第1号「財務諸表の表示」は、企業が行った重要な会計方針および判断を明瞭に開示することを要求しています。従って、IFRS ICは、適用ガイダンスを作成する必要はないと結論付けました。

IFRS ICは、IASBがこの論点をIAS第23号修正のプロジェクトで具体的に検討したものの追加のガイダンスを開発しない決定をしていたことも言及しました。

「一般借入」の意味 (2009年11月)

IFRS ICは、資産化が求められる借入コストに関連して、IAS第23号における「一般借入(general borrowings)」とはどの借入が該当するのかを明確にするよう要請を受けました。具体的には、「適格資産(qualifying asset)」以外の特定の資産を購入するために行った一般借入の取扱いに関するガイダンスの要請です。

IFRS ICは、IAS第23号は、一般借入の資産化率を算定する際に、適格資産の取得のために特別に行った借入を除くと規定していることに言及しました(14項)。従って、適格資産ではない特定の資産の取得のための借入を、一般借入の資産化率の算定から除くことはできないと主張できると考えられます。また、IAS第23号の一般原則は、適格資産の取得に直接起因する借入コストとは、適格資産への支出が行われなかったならば避けられた借入コストであるとしています。

IFRS ICは、適格資産の取得に直接起因する借入コストを決定するのは難しく判断が求められることに留意しました。さらに、IFRS ICは、IASBが年次改善プロジェクトでこの論点を追加するかどうかを検討していることを言及しました。IASBは、最終的に、IAS第23号が、資産化率の算定から除外されるのは、適格資産の取得のための借入のみと規定しているとして、この論点を年次改善プロジェクトに含めない決定を行っています。これを受けて、IFRS ICも、この論点を却下しました。

なお、2017年12月に公表された、2015-2017年の年次改善では、IAS第23号14項が一部、以下のように修正されています。本年次改善の主な論点は後半部分ですが、前半部分で今回の論点となっている一般借入の資産化率の計算について、「すべての」が追加されました。結論の根拠の中で、「すべての」を追加した理由として、一般借入には、適格資産以外の特定の資産を取得するために行った一般借入も含まれることを明確にするためであると説明されています(BC14E)。

**【2015-2017年の年次改善 IAS第23号の修正
第14項の修正箇所の一部抜粋】**

*追加された文言には下線を、削除修正された文言には取り消し線を付けています

••この資産化率は、企業の当期中のすべての借入金残高 (適格資産の取得のために特別に行った借入を除く) に対する借入コストの加重平均としなければならない。しかしながら、企業は、適格資産の取得のために特別に行った借入を、当該資産について意図した使用又は販売のための準備をするのに必要な活動のほとんどすべてが完了するまで、この計算から除外しなければならない。



はじめに

海外における粉飾事件や日本においても有価証券報告書の開示内容に関する不適正な事例が発生したこと等を契機として、企業の内部統制の充実を図り、個々の企業の業務の適正化・効率化等を通じたディスクロージャーの信頼性を確保するための方策として上場企業を対象とした財務報告に係る内部統制報告制度(以下、「J-SOX」。)が導入されました。

J-SOXにおいては、財務報告に係る内部統制を構築する責任を有する経営者が、その有効性を評価し、外部に対してその結果を報告することが求められます。また、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価を外部監査人が監査することによって、その評価の適正性を確保する制度となっています。新規上場会社については、一定規模の企業を除き、上場後の3年間については内部統制報告書に係る監査証明が免除されていますが、免除されるのは監査証明についてのみであり、内部統制報告書の作成・提出自体は必要となります。

上場初年度からJ-SOXへの対応を行うことが求められるため、上場準備段階から内部統制の導入、整備に取り組む必要があります。

以下では、J-SOXの概要や株式上場を目指す企業におけるJ-SOX対応準備の留意事項を解説します。

1 | J-SOXの概要

(1) 内部統制の目的と基本的要素

1. 内部統制の目的

内部統制とは、財務報告の信頼性、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全という4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいいます。

このうちJ-SOXにおいては、「財務報告の信頼性」を確保するための内部統制の評価及び報告が対象とされています。

2. 内部統制の基本的要素

内部統制は4つの目的を達成するための仕組みであり、具体的には、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応、といった「基本的要素」と呼ばれる6つの要素によって形成されています。

組織において内部統制の目的が達成されるためには、6つの基本的要素がすべて適切に整備および運用されることが重要となります。

(2) 経営者による内部統制の評価と報告

経営者は、内部統制の有効性の評価に当たって、連結ベースでの全社的な評価を行い、その結果を踏まえて、財務報告に係る重要な虚偽表示につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価します。

経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った結果について、内部統制報告書を作成し、評価の範囲や評価手続、評価結果等を報告することが求められます。

(3) 監査人による内部統制報告書の監査

J-SOXでは、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価を監査人が監査することによりその適正性を確保することとされています。監査人は企業が作成した内部統制報告書を内部統制の評価の基準に準拠して適正に表示しているかどうかを監査し、その意見を内部統制監査報告書により表明します。

金融商品取引法の改正により、新規上場会社については、新規上場に伴う負担を軽減するために、上場後3年間については内部統制報告書に係る監査証明が免除されています。ただし、上場日の属する事業年度の直前事業年度末の資本金が100億円以上、または、負債合計が1,000億円以上である企業については、市場や社会的・経済的影響力が大きいと考えられることから免除の対象外となります。前述のとおり、免除となるのはあくまで監査証明についてのみであり、内部統制報告書の作成・提出自体は必要となる点については留意が必要です。

なお、当該免除規定の適用は企業の判断に委ねられているため、企業の任意で監査証明を受けることは可能とされています。

2 | J-SOXにおける評価対象

J-SOXにおいて評価が求められる内部統制は、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスに係る内部統制、業務プロセスに係る内部統制、ITの統制に分類できます。それぞれの評価領域の内容は以下のとおりです。

(1) 全社的な内部統制

全社的な内部統制は、企業集団全体にかかわり連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制であり、その評価項目は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に42項目の例示が示されています。

(2) 決算・財務報告プロセスに係る内部統制

決算・財務報告プロセスは、主として経理部門が担当する月次の合計残高試算表の作成、個別財務諸表、連結財務諸表を含む外部公表用の有価証券報告書を作成する一連の過程を指します。

(3) 業務プロセスに係る内部統制

業務プロセスに係る内部統制は、販売管理、購買管理、経理業務等企業活動において通常に行われる業務に組み込まれ、一体となって遂行される統制の仕組みをいいます。

(4) ITの統制

ITの統制とは、ITを取り入れた情報システムに関する統制であり、全般統制と業務処理統制の2つの領域から構成されます。

3 | 内部統制の構築に向けた準備対応

以下では、財務報告に係る内部統制の構築に向けた一般的な流れと留意事項について説明します。

(1) プロジェクトチームの組成

内部統制の構築に当たっては、経営者が当該制度の重要性を理解した上で、リーダーシップを発揮してプロジェクトに対応する必要があります。J-SOXはその対象となる範囲が企業グループの多くの部門や業務プロセスに及ぶため、プロジェクトチームを強力にリードすることのできる人材をプロジェクトマネージャーに配置する必要があります。

(2) 内部統制の評価範囲の決定

プロジェクトチームは、内部統制の評価範囲の検討を行い、子会社または部門、業務プロセス、ITシステム等の評価対象となる領域を特定します。後々の評価範囲の変更は導入スケジュール全体に大きな影響を与える可能性があるため、監査人の意見を踏まえて十分に検討する必要があります。

(3) 導入計画の策定

上場直前期には上場準備に係る作業が本格化するため、可能な限り直前々期中に内部統制の構築の対応を進める必要があります。文書化と評価を行う体制、スケジュールといった導入計画を策定し、作業に遅れが生じないよう十分に進捗管理を行う必要があります。

内部統制の構築はプロジェクトチームだけではなく現場部門の協力が必要となるため、内部統制及びその評価に対する現場の理解が得られないなどの問題が生じる場合には、導入スケジュールに遅れが生じる可能性があります。このため、関係者全員に向けた研修会等を実施し内部統制に対する理解・意識を醸成し統制活動の実施や改善を効率的に進めていく必要があります。

(4) 内部統制の整備・改善の実施

プロジェクトチームは導入計画に基づいて、評価対象となる業務領域について業務記述書、フローチャート、リスクコントロールマトリクス等の文書化作業を行います。文書化作業にてコントロールの不足等がある場合は課題として抽出し、改善に向けた対応を行っていきます。

各評価領域において一般的に作成する内部統制文書は図表1のとおりです。

図表1

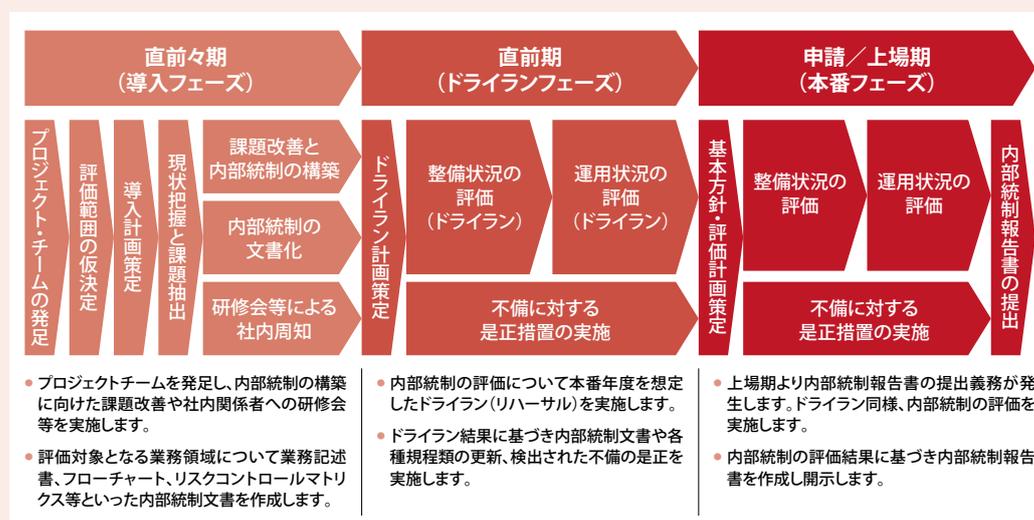
評価領域	内部統制文書例
全社的な内部統制	・全社的な内部統制評価記述書
決算・財務報告プロセスに係る内部統制	・全社的な観点から評価する決算・財務報告プロセスに係る内部統制評価記述書 ・業務記述書 ・リスクコントロールマトリクス ・業務フロー(必要に応じて) ・スプレッドシート統制評価記述書(必要に応じて)
業務プロセスに係る内部統制	・業務記述書 ・業務フロー ・リスクコントロールマトリクス(IT業務処理統制を含む)
IT統制	・IT全社的な内部統制評価記述書 ・IT全般統制評価記述書

(5) ドライランの実施【図表2】

通常の場合、上場申請期の期末日時点の内部統制を評価することになるため、直前期末までに内部統制環境を完成させ、評価計画、スケジュールを準備しておく必要があります。

直前期には本番年度とほぼ同様の手続で内部統制の評価を行うドライランを実施します。ドライランは内部統制が業務の実態に即し、リスクに対して適切な統制が整備されているかどうかを本番年度前に確認することで、内部統制構築上の課題や懸念材料を把握することを目的とします。また、内部統制の評価者にとっては評価作業のリハーサルの意味をもつため、本番年度にスムーズな内部統制の運用・評価を実施するためにも重要です。

図表2：内部統制の構築からJ-SOX本番年度までの対応スケジュールの例



4 | おわりに

J-SOXは財務報告に係る内部統制を直接の対象としていますが、上場審査の過程では、上場会社としてふさわしい健全なコーポレートガバナンス、有効な経営管理体制を確立するとともに、企業内容等を適正に開示する体制を整備することが求められています。このため、J-SOXを意識しながら、上場審査への対応に主眼を置いて、コーポレートガバナンス体制や全社的な内部統制を整備することから始めていくことが効率的なJ-SOX対応になると考えられます。

小西 稔 (こにしみのる)

PwCあらた有限責任監査法人

IPOソリューション部 マネージャー

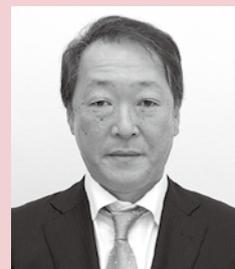
製造業やサービス業を中心とした国内上場企業・非上場企業の監査業務に加え、会計アドバイザー及び内部統制構築支援等のアドバイザー業務に従事。上場準備会社に対する会計監査のほか、株式上場に関するアドバイザー業務の経験を有する。

メールアドレス：minoru.konishi@pwc.com

国立大学法人滋賀大学 連載企画「データアナリティクスの最前線」

第2回 テクノロジー駆動型不正会計 検出システムの構築に向けて

滋賀大学 経済学部
准教授 宮西 賢次



はじめに

近年、諸外国のみならず、わが国においても不正会計の摘発事例は増加の一途をたどっています^{※1}。特に大規模な上場企業やいわゆるグローバル企業による不正会計が深刻な社会問題となっています。また、民間の調査会社によると、約2万件の調査対象企業のうち、1割から2割の企業に不正会計の疑いがあると指摘^{※2}されており、摘発に至る企業は氷山の一角だと言えます。それゆえ、多変量解析やAI（人工知能）などの最新のデータアナリティクスのテクノロジーを利用した不正会計の検出と、不正会計を防止するために活用できるシステム構築のニーズはますます高まっています。

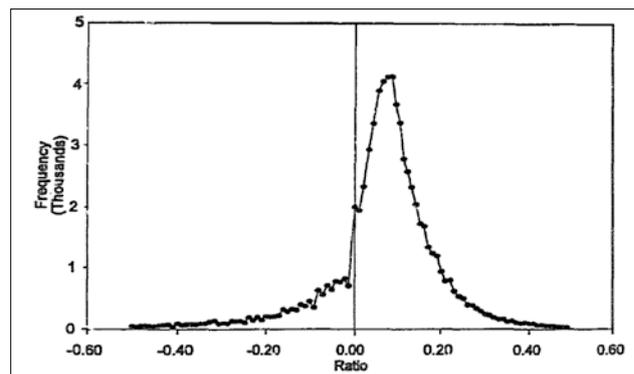
本稿では、会計不正の検出と関連した利益調整の研究や不正会計を直接検出するモデルの研究、さらには多様なAI手法を応用した学術研究の動向と最新の成果について紹介し、現時点での到達点と今後の方向性を明らかにしたいと思います。テクノロジー駆動型不正会計検出システムの構築は、監査のプロフェッショナルと大学の研究者の知見を融合する格好の研究テーマであり、今後そのような共同研究の取り組みが一層加速する一助となることを期待しています。

1 利益調整の証拠

会計学の分野では、経営者が有する多様な動機や目的と関連付けた、利益調整の研究が蓄積されてきました。経営者や従業員がボーナス契約を結んでいる場合に、業績のレンジに応じた利益の捻出や圧縮のパターンを明らかにしたインセンティブ報酬仮説やビッグバス仮説^{※3}は、この分野での重要な知見として共有されています。さらに、社債や金融機関からの借入れに際して締結される債務制限条項の抵触を回避するための利益調整、上場や新規の資金調達、M&Aに際した業績の過大表示のインセンティブなどが、多くの論文で検証されてきました。

これまでに研究されてきた利益調整の多様な動機と目的の中でも、より基本的なものとして、1990年代以降、いわゆる利益ベンチマーク仮説^{※4}に関する検証がなされてきました。特に顕著な証拠として、赤字回避（損失回避）や減益回避、業績予想の達成と関連付けた利益の分布に関する調査が欧米とわが国で行われてきました。図表1は、Hayn (1995)^{※5}による「赤字回避」を目的とした利益調整の証拠を提供しています。特別損益項目を除いた1株あたり利益と株価の比率の分布図を作成することで、利益と損失の境界となるゼロ付近の分布が著しく歪んでいることから、損失回

図表1：「1株あたり利益÷株価」の分布



Hayn (1995)から抜粋

※1 株式会社東京商工リサーチ調べ(2016.2.10/HP上で公開)
http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20160210_01.html

※2 なぜ「粉飾決算」はなくなるのか
帝国データバンク情報部 部長 藤森徹氏のPresidentOnline (2015.8.15)の記事
<http://blogos.com/article/130442/>

※3 経営者の交代や事業再編に際して、多額の費用や特別損失を計上し、後の期間の会計利益のV字回復を演出するような利益調整行動に関する仮説。業績連動型報酬契約のもとでのボーナス最大化や評判や株価の最大化目的で行われる利益調整行動。

※4 利益ゼロ（損失ゼロ）、増益ゼロ（減益ゼロ）、アナリスト予想や業績予想と同一の利益額をベンチマークとして、その業績目標を達成または超過するための利益調整行動に関する仮説。

※5 Carla Hayn(1995) "The information content of losses,"
Journal of Accounting and Economics Vol.20, 125-153

避のための利益調整が行われていることを端的に示しています。

このほかにも、増益か減益かの境界付近での分布の歪みや、アナリスト予想や決算短信での業績予想を達成するか下回るかといったベンチマーク付近での分布の歪みが、多くの研究で明らかとなっています。これらの研究結果は、経営者の利益調整の存在や、いわゆる利益ゲーム(Earnings Game)の状況を示す強力な証拠として、多くの文献で引用されています。

2 裁量的会計発生高と実態的裁量行動の指標

不正会計の検出で有力な指標に関して、1990年代から2000年代初頭にかけて、会計発生高や裁量的会計発生高に関する研究も蓄積されてきました。会計発生高は、会計利益から営業キャッシュ・フローを控除した指標であり、これによりキャッシュ・フローの裏付けのない利益の総額を抽出することができます。さらに、いくつかの財務変数から会計発生高を予測し、実際の会計発生高との差を求めることで、裁量的に生み出された会計発生高を捉えることができます。Jones(1991)^{*6}モデルを嚆矢として、今日までさまざまな修正モデルが提案され、ごく少数の変数で会計発生高の合理的な金額を推定する手法が普及しています。これらのモデルを用いて推定された裁量的会計発生高は、発生主義の会計処理を通じた過度な利益捻出や利益圧縮を捉える洗練された指標であることから、利益調整の程度の測定や、不正会計の検出でも威力を発揮しています。

さらに、単なる会計処理や会計上の見積もりの変更ではなく、企業活動の実態そのものを変更することによる利益調整の研究も進んでいます。例えば、R&D費用や宣伝広告費、人件費は、その支出額を恣意的に変更することで、当期の損益を直接的に増減させることを可能にします。その他にも、押し込み販売や架空売上など、実態としての売上がないような状況では、売上に対する営業キャッシュ・フローが異常に減少することから、合理的に予測された営業キャッシュ・フローの値と実際の金額との乖離を求めることで、裁量的な行動の程度を捉えることが可能です。これら費用の金額に影響する裁量行動を抽出する指標は、不正会計のリスク評価でも有力な説明要因となっています。

3 代表的な不正会計検出モデル

不正会計の予測モデルを構築した初期の研究として、Beneish(1999)^{*7}があります。この研究は、多数の財務指

標を同時に分析する多変量解析の手法を応用している点で、以後の不正会計検出に関する研究のベースとなっています。この論文では、過去の研究で利益調整との関連性が示された8つの財務指標を用いて、プロビット回帰分析による不正会計のリスク評価を行っています。プロビット回帰分析は、被説明変数が0(非会計不正企業)または1(会計不正企業)であるような状況で、複数の要因の影響を分析するために用いられる非線形の分析手法です。モデルの推定に用いられた指標と予測される符号、分析結果を、**図表2**にまとめました。

図表2: Beneishの指標・符号・結果

インデックス	符号	結果
切片	+	-4.840
売上高受取債権比率の上昇	+	0.920
粗利益率の低下	+	0.528
ソフト資産の割合の上昇	+	0.404
売上高成長率の上昇	+	0.892
減価償却率の低下	+	0.115
対売上販管費率の上昇	+	-0.172
対総資産会計発生高比率の上昇	+	4.679
財務レバレッジの上昇	+	-0.327

*符号がプラスの場合、説明変数であるインデックスの値が上昇すれば、被説明変数である不正確率が上昇することが理論的に予想されることを意味している。網掛けされている数値は、そのインデックスについて理論的に予想された符号と推定された係数の符号が一致していたことを意味している。

分析に用いられた8つの変数のうち5つの指標について、理論的な予測通りの符号と有意な説明力を有することが示されています。この論文で提唱されている企業別の不正会計リスクの指標であるM-Scoreを計算すれば、深刻な会計不正として後に摘発された企業の約7割を事前に検出できることが明らかとなっています。

その後、Dechow et al.(2011)^{*8}では、AAER(Accounting and Auditing Enforcement Release)^{*9}で取り上げられた財務諸表修正企業を対象にして、洗練された28指標を用いてロジット回帰分析の手法で会計不正の確率を計算しています。ロジット回帰はプロビット回帰分析と同様に、会計不正の確率を多変量で推定する手法です。分析に用いられた28指標は、「会計発生高の質」、「財務パフォーマンス」、「非財務情報」、「オフバランスシート情報」、「市場関連指標」のカテゴリーに分類されています。これらの指標には、過去の膨大な研究で有効性が示されてきた非常に洗練され

*6 Jennifer J. Jones (1991) "Earnings management during import relief investigations," Journal of Accounting Research Vol.29, 193-228.

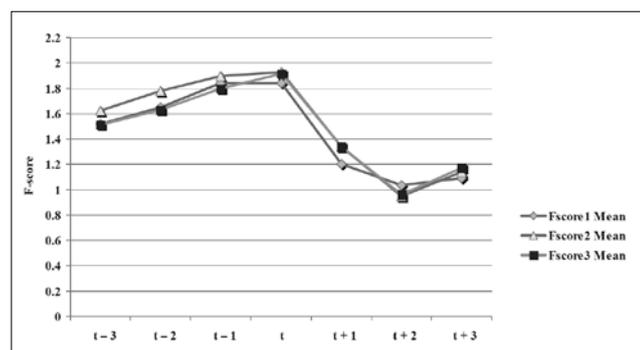
*7 Beneish, M. D. (1999) "The detection of earnings manipulation," Financial Analysts Journal Vol.55 (5), 24-36.

*8 Dechow, P. M., Ge, W., Larson, C. R. and R.G. Sloan.(2011) "Predicting material accounting misstatements," Contemporary Accounting Research Vol.28, 17-82

*9 米国SEC(U.S. Securities and Exchange Commission)が公表する「会計および監査に関する執行措置通牒」。会計と監査に関する不正を摘発処罰された企業が公表されており、会計不正企業の特定に用いられることが多い。

た指標が多く含まれています。ここから1変量で有力指標を絞り込み、さらにモデルの説明力が最大化される少数の指標の組み合わせを見つけています。彼らは、推定された会計不正確率を基に、特定の企業の会計不正確率が通常の何倍程度になるかを示すF-Scoreを提唱しています。このF-Scoreを基にした企業のランク付けを行い、F-Scoreの値が大きい上位20%の企業の中に、会計不正で摘発された企業の50%超が含まれるという検出力を示しています。さらに、不正会計企業の平均的なF-Scoreは不正年度以前から上昇し、不正年度で最大値をとり、その後急速に1に下落することが明らかにされています。図表3は不正会計企業のF-Scoreの推移です。横軸には不正会計年度をtとして、前後の年度をとっています。F-Score 1は、財務指標のみで推定したモデル、F-Score 2は非財務指標も組み込んだモデル、F-Score 3は、さらに市場関連の指標を組み込んだモデルで計算しています。

図表3：不正会計企業のF-Scoreの推移



Dechow et al. (2011)から抜粋

Dechow et al.の研究はその後、首藤他(2016)^{※10}で拡張がなされており、検出力を大きく引き上げるモデルの推定に成功しています。「実態的裁量行動」や「保守主義」、「日本特有の株式所有構造」などの指標が新たに利用されています。Dechow et al.(2011)に対応して推定した3つのモデルのうち、特に財務指標に非財務指標や市場関連の指標を追加したモデル3の検出力が飛躍的に改善し、F-Scoreで上位20%の企業群に不正会計企業の90%以上が含まれるという結果となっています。最も高い検出力を示したモデルで説明力が高かった指標は、「ソフト資産の割合」、「裁量的会計発生高の絶対値」、「新規資金調達の有無」、「異常営業キャッシュ・フロー」、「一般事業法人持株比率」、「簿価対時価比率」となっています。

4 AIアルゴリズムを応用した不正会計の検出

これまでで紹介してきた会計分野での不正会計検出モデ

ルは、プロビット分析やロジット分析などのいわゆる統計モデルを応用しています。そして、それらのモデルによる検出力は、総じて50%から70%程度であり、唯一90%を越える検出力を示しているモデルも存在しますが、決定的な検出力を示すには至っていないと考えられます。他方では、AIの多様なアルゴリズムを利用した不正会計検出のための研究が行われており、より多様なデータを用いた手法で比較的高い検出力を示す研究がいくつかあります。

Perol(2011)^{※11}では、過去の研究で利益調整との関連性が示された42の指標を用いて、「ロジット回帰」、「サポートベクトルマシン」、「Artificial Neural Network」、「C4-5」、「bagging」、「Stacking」などの多様なAI手法の検出力を比較しています。その結果、ロジスティック回帰とサポートベクトルマシンのパフォーマンスが良いことを示しています。また、多様な手法で一貫して説明力が高かった指標として、「裁量的会計発生高」、「監査人の交代」、「ビッグ4監査」、「受取債権」、「アナリスト予想の達成」、「期待外従業員パフォーマンス」などが指摘されています。

さらに、Gupta et al.(2012)^{※12}では、62の比較的ナイーブな指標を用いたデータマイニングの手法により、「ディシジョンツリー」、「ナイーブベイジアン分類器」、「遺伝的プログラミング」のパフォーマンスを比較しています。利用されている指標は、従来の研究に基づく洗練された指標というよりは、流動性や安全性、収益性や効率性に関するシンプルな指標が中心ですが、「ディシジョンツリー」や「ナイーブベイジアン分類器」の検出力は84~86%超となっています。

5 研究の到達点と 実装可能なモデルの構築に向けて

本稿で紹介してきた研究は、主として外部のアナリストなども容易にアクセス可能な情報に基づいて不正会計の検出を試みています。その点で、公共性の高いモデルとなっています。これらの研究のレビューから、現状を以下のようにまとめることができます。①会計理論を駆使した指標のみを組み込んだモデルの検出力は必ずしも十分なものではない、②たとえナイーブな比率であっても比較的大量の指標とAI手法を組み合わせたモデルの検出力は高い、③監査への実装には改善の余地があるものの、スクリーニングの方法として活用できる、④過去の研究で有意な説明力を有することが示された指標として、「裁量的会計発生高」、「ソフト資

※10 首藤明信・大城直人・栄明子(2016)「実証研究から読み解く不正会計の最新モデル」企業会計Vol.68 No.6 66-74

※11 Johan Perols, "Financial statement fraud detection: An analysis of statistical and machine learning algorithms," A Journal of Practice and Theory Vol.30(2), 19-50

※12 Gupta, R., Gill, N.S.(2012) "A data mining framework for prevention and detection of financial statement fraud," International Journal of Computer Applications Vol.50, 7-14

産の割合」、「裁量的実態行動」、「PBR(時価簿価比率)」、「新規の資金調達の有無」、「監査人の交代の有無」などが重要、これらの点が明らかとなりました。

これらを踏まえると、財務データや非財務データ、定性的データの組み合わせで検出力の高いモデルを構築する方向性が有力です。さらに、本稿では取り上げていませんが、ミクロの取引データそのものからの異常の検出や、画像データやテキストデータによる分析を組み合わせることでシステムの検出力を改善する試みも有力な方向性です。

より検出力の高い不正会計検出システムを構築することで、監査法人にとっては、クライアントの不正を見抜くことはもちろんですが、潜在的なクライアント企業の会計不正のリスクを迅速かつタイムリーに把握することが可能になります。他方で、クライアント企業や潜在的なクライアント企業の側でも、連結子会社や関連会社の会計不正のチェック、取引先や得意先のチェックなどで、効果的な活用が期待されています。

社会的にも極めて重要な不正会計検出システムの構築に向けて、今後はさらに多様な指標を用いて、有力なAIアルゴリズムとデータサイエンスの分析手法を組み合わせた実験に取り組みたいと考えています。PwCあらた有限責任監査法人と滋賀大学との共同研究は、会計不正の検出と防御の両面で、社会的な共有価値を生み出す大いなる可能性を秘めています。

宮西 賢次 (みやにしけんじ)

滋賀大学 経済学部 准教授

1989年 大阪大学経済学研究科博士前期課程修了

1991年 大阪大学経済学研究科博士後期課程単位取得退学

1991年 滋賀大学経済学部会計情報学科助手

その後、講師、助教授

1998年 フルブライトプログラムにより、ノースウエスタン大学J.L.Kellogg Graduate School of Management博士課程に留学

現在、滋賀大学経済学部会計情報学科准教授

公認会計士 トピックス

第10回 医療法人に対する監査の義務化について

PwC's View編集部

はじめに

企業の作成する財務諸表の監査のみならず、いろいろな機関が公表する財務諸表の信頼性を担保するという機能において、公認会計士に寄せられる期待は多様化しているところです。2017(平成29)年の社会福祉法人に対する監査の義務化に続き、2018(平成30)年より、医療法人に対する公認会計士・監査法人の監査が義務化されることとなります。本号では、新たに導入される医療法人に対する会計監査制度の概要と、それを実施する側の公認会計士の取り組みについて紹介します。

1 医療法人に対する監査の概要

医療保険制度の持続可能性を高め、国民が将来にわたって最適な医療サービスを楽しむためには、医療機関の経営基盤を強化し、質の高い医療を効率的に提供できる体制づくりが求められる、という基本認識のもと、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議では、2014(平成26)年6月の第2次答申において、いっそうの医療法人の経営の透明性の確保、法令等遵守体制の担保が必要であるとの見方に基づき、社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について外部監査を義務付けることが示されました。これを受けて医療法が改正され、表1に掲げる一定規模以上の医療法人、社会医療法人については2017(平成29)年4月2日以後開始する事業年度より公認会計士・監査法人による監査制度が義務付けられることとなりました。実質的に2018(平成30)年4月1日から開始する事業年度からの導入になります。

非営利民間組織である医療機関の使命は地域で質の高い医療サービスを効率的に提供することですが、そのような使命を果たすためには、地域社会に対する積極的な情報公開を通じた自主的・自律的な規律を確立させ、医業経営の透明性を確保する必要がある、という問題認識のもと、他の公益性の高い法人における監査制度を踏まえ、社会的責任の高い一定規模の医療法人においては公認会計士や監査法人の外部監査を義務付けようとするものです。

表1: 公認会計士・監査法人の監査を受けることが義務付けられる医療法人、社会医療法人*

- ▶ 監査法人のうち、最終会計年度に係る負債額の合計が50億円以上、または収益額の合計が70億円以上であるもの
- ▶ 社会医療法人のうち、最終会計年度に係る負債額の合計が20億円以上、または収益額の合計が10億円以上であるもの
- ▶ 社会医療法人のうち、社会医療法人債発行法人であるもの(従来より継続)
- ▶ 地域医療連携推進法人

*社会医療法人: 医療法人の一区分であり、その法人が開設する病院、診療所または社会福祉法人の経営に充てることを目的として一定の収益事業を行うことについて都道府県知事の認定を受けた法人。

2 監査の義務化により期待される効果

監査の導入は医療法人にとっては監査対応の事務負担が新たに生ずるところですが、一方で、自ら作成する財務情報の信頼性を高め、ガバナンスの強化を図ることにより社会的な信頼性の向上に寄与することが期待されます。また、信頼性の高い財務情報を用いて経営管理を強化することにより、適時適切な経営判断を可能にすることが期待できます。さらには、経営課題をより明確に把握することができるので、公認会計士等の専門家の支援を受けて課題解決を促進することが可能となります。さらには経営の効率化の実現、不正の防止・発見などの効果も期待できるところです。

3 日本公認会計士協会の対応

日本公認会計士協会の公会計協議会では、医療法人の監査の義務化に備え、2014(平成26)年には社会福祉法人・医療法人向け解説資料「公認会計士監査(会計監査人の監査)の概要」を作成し、社会福祉法人とともに医療法人にも監査に関する理解を深め、円滑に監査を受け入れるための理解活動を図ってきました。

続く2015(平成27)年11月に公会計協議会に「社会保障部会」を設置しました。さらに2017(平成29)年12月には、監査の義務化を前に、お知らせ「医療法人への公認会計士監査の導入にあたって」* (以下、『導入にあたって』。)を公表し、会員である公認会計士へ注意喚起を図っています。

『導入にあたって』では、3つのポイントについて言及しています。まず、「①社会からの要請」については、上述する医療法人等に関する監査制度の導入の趣旨を踏まえ、財務に関する情報の信頼性を確保することが第一に求められていますが、結果として医療法人のガバナンスの強化、透明性の向上といった経営力の強化に資することが社会からの要請であることを強調しており、会員である公認会計士に周知されているところです。

次に「②会員への支援」については、非営利法人委員会における各種実務指針の公表、公会計協議会の社会保障部会による研修や情報提供、受嘱者向けの研修会なども開催するなど、日本公認会計士協会として適切な監査の提供のための支援を続けることを確認しています。

さらには「③自主規制機能の発揮」においては、公認会計士および監査法人の医療法人に対する監査が社会的要請に十分応えているのか、事後的なモニタリングやその他の自主規制機能の発揮により必要な対応を行っていくこととしています。

このように、新たに導入される医療法人に対する公認会計士・監査法人の監査が社会的な要請に対応し、社会的に貢献されるものとなるように十分な取り組みを進めているところです。

※ <http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/news/files/5-99-0-2-20171226.pdf>

2018年度税制改正の概要



PwC税理士法人
ディレクター 荒井 優美子

はじめに

2017年12月8日、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、2020年度までの「集中投資期間」に人材、設備への投資を大胆に促し、日本経済の生産性を飛躍的に押し上げるための経済政策が提示されました。2012年の発足以来、安倍内閣は、デフレ脱却と経済再生を最優先の課題として掲げ、法人実効税率の引下げを筆頭に、企業の競争力強化と消費拡大のための政策税制を年度の税制改正に盛り込んできました。平成30年度税制改正(以下、「2018年度税制改正」)では、「新しい経済政策パッケージ」にも掲げられた「Society 5.0」の実現のためのイノベーション促進基盤の抜本的強化や、企業の収益性向上・投資促進による生産性革命を後押しする、IT投資や設備・人材投資の加速、大胆な事業再編の促進等の政策税制が盛り込まれています。本稿では、2018年度税制改正の中で、法人関連の項目について解説を行います。

1 「2018年度税制改正大綱」 決定の背景

2017年12月14日、与党の2018年度税制改正大綱が決定され、12月22日に2018年度税制改正の大綱が閣議決定されました。2012年の発足以来、安倍内閣は、デフレ脱却と経済再生を最優先の課題として掲げ、2013(平成25)年度税制改正以後は、そのための税制措置(設備投資、研究開発投資、所得拡大等)を手当てしてきました。2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、2020年度までの「集中投資期間」に人材、設備への投資を大胆に促し、日本経済の生産性を飛躍的に押し上げるための経済政策が提示されました(図表1)。そして「Society 5.0」の実現に向けた経済政策を後押しする税制を盛り込んで、2018年度税制改正大綱の決定に至ったものと思われる。

「Society 5.0」とは、2016年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画でその中核コンセプトとして掲げられ、日本の成長力を高めるためのイノベーション戦略会議(未来投資会議)の成長戦略の一つです(図表2)。ドイツの

図表1:「新しい経済政策パッケージについて」(内閣府HP)

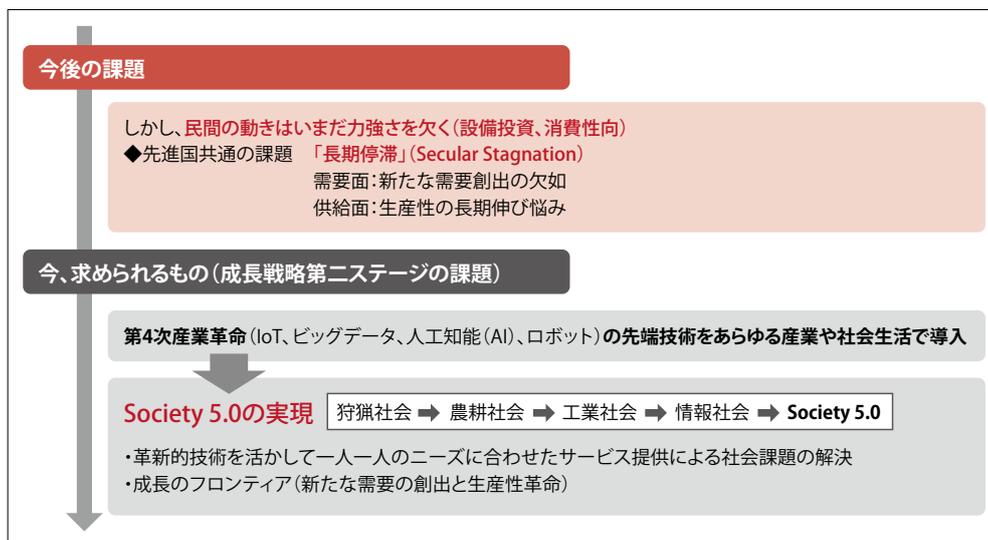
生産性革命を実現し、人工知能、ロボット、IoTなど、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現していく。人手不足に悩む中小・小規模事業者も含め、企業による設備や人材への投資を力強く促進する。あらゆる施策を総動員し、力強い賃金アップと投資を後押しすることで、デフレ脱却を確実なものとし、名目GDP600兆円の実現を目指す。

第4次産業革命により、世界的に破壊的イノベーションが進行する一方、我が国のイノベーション力の地位の低下が顕在化している。将来にわたる我が国競争力の維持・向上のためには、Society 5.0の社会実装に向けた制度整備を加速するとともに、破壊的イノベーションに対応した世界標準のイノベーションエコシステムを創り上げる必要がある。

このため、「未来投資戦略2017」に盛り込まれた施策を着実に実行するとともに、2020年までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員する。

- ・中小企業・小規模事業者等の生産性革命(投資促進と賃上げの環境の整備等)
- ・企業の収益性向上・投資促進による生産性革命(賃上げ及び設備・人材投資の加速、大胆な事業再編の促進等)
- ・Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命(イノベーション促進基盤の抜本的強化等)

図表2: アベノミクスと政策税制



出所: 「未来投資戦略2017」(2017年6月内閣官房 日本経済再生総合事務局)を基に作成

Industrie 4.0構想に基づく製造業の変容や、米国企業に見られるインダストリアルインターネットが進展する中、産業だけでなく、IoTによる社会のさまざまな問題解決を図る「スマート社会」がSociety 5.0(ソサエティ5.0)といわれるものです。わが国のイノベーション力の立ち遅れを克服し、「第4次産業革命」の実現に向けた、新たな製品・サービスの創出と生産性革命の遂行のための施策として、2017(平成29)年度税制改正でも、研究開発税制や組織再編税制等の手当てが措置されてきました。

2018年度税制改正では、イノベーション促進基盤の抜本的強化等を進めるべくIT投資や設備・人材投資の加速、大胆な事業再編の促進等の政策税制が盛り込まれています。

2 2018年度税制改正大綱の概要

2018年度税制改正は、「生産性を大きく押し上げることで、4年連続の賃上げの勢いをさらに力強いものとし、デフレからの脱却を確実なものとしていく必要がある」(与党の2018年度税制改正大綱より)としています。

個人所得課税の見直しでは、働き方の多様化への対応とともに、所得再分配機能の回復の観点から、各種控除の見直しを行っています。デフレ脱却・経済再生の措置としては、賃上げ・生産性向上のための税制措置、「生産性革命」の実現に向けた中小企業の設備投資の支援、事業承継税制の拡充、著しい生産性向上等を実現するための事業再編の環境整備を盛り込んでいます。

経済活動の国際化への対応として、日本企業の健全な海外展開を支えることにより海外の成長を国内に取り込むとともに、

国際的な脱税や租税回避に対してより効果的な対応措置を図るべく、BEPS防止措置実施条約やOECDモデル租税条約を踏まえた、国際合意に則った制度改正を行っています。

また、円滑・適正な納税のための環境整備の観点から、税務手続においても、ICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告の義務化を盛り込んでいます。

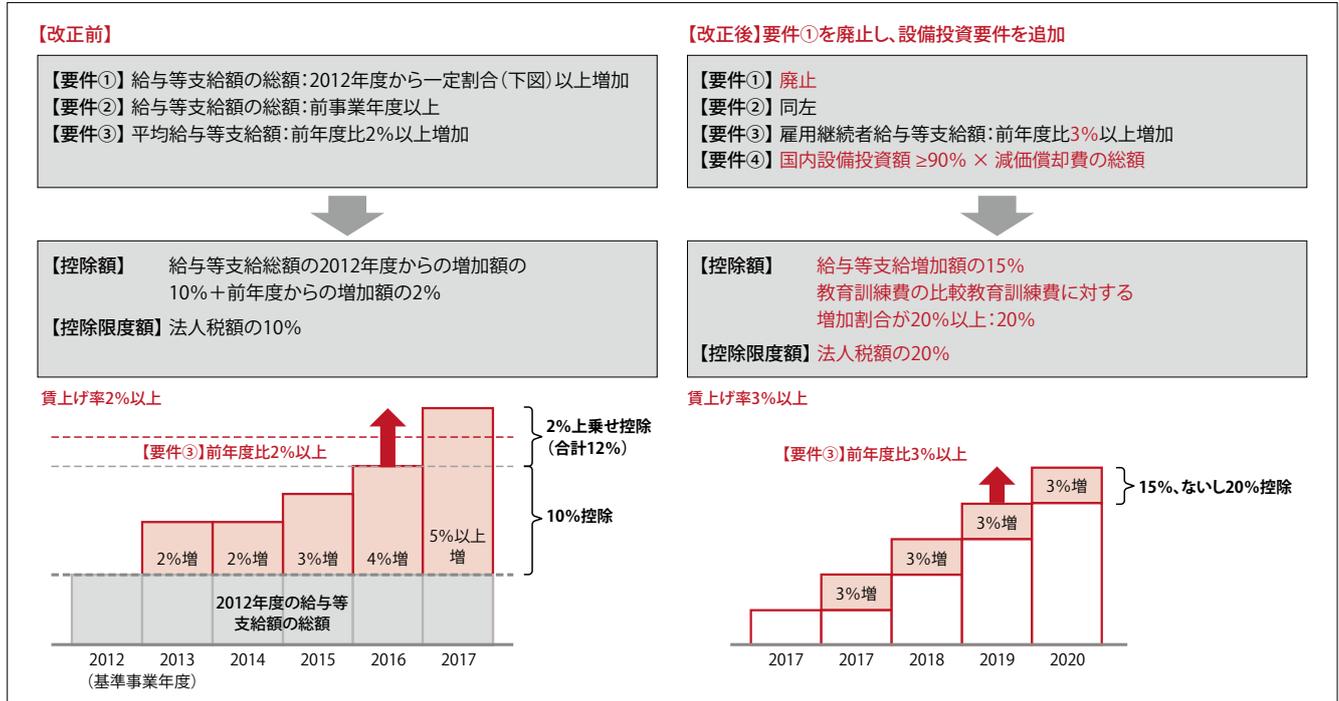
3 賃上げ・生産性向上のための政策税制

(1) 所得拡大促進税制の改組

所得拡大促進税制は、賃上げを促進するためのアベノミクスの政策税制として、2013年度税制改正で導入され、その後も税制措置の拡充や適用要件の見直しが行われてきた制度です。今般の改正では、大企業への適用要件について、設備投資要件等を新たに追加して見直され、控除額及び控除限度額を拡充した上で、人材投資を行った企業には控除額を上乗せする措置が手当てされました(P46 図表3)。中小企業者等への適用要件についても、賃上げ等の要件が見直され、控除額及び控除限度額を拡充した上で、人材投資の実施ないし経営力向上が認められた企業には控除額を上乗せする措置が手当てされています。

改正前の制度では、適用要件及び上乗せ措置は賃上げ率のみとなっていますが、改正後の制度では、設備投資や経営力改善、人材投資等が新たな要件として加えられているところに特徴があります。単なる賃上げのみならず、生産性向上につながる設備投資や人材投資の後押しを念頭に置いて

図表3：大企業における所得拡大促進税制の改組



て改組されたものです。

上記の措置は2018年4月1日から2021年3月31日までを開始する事業年度について適用されます。

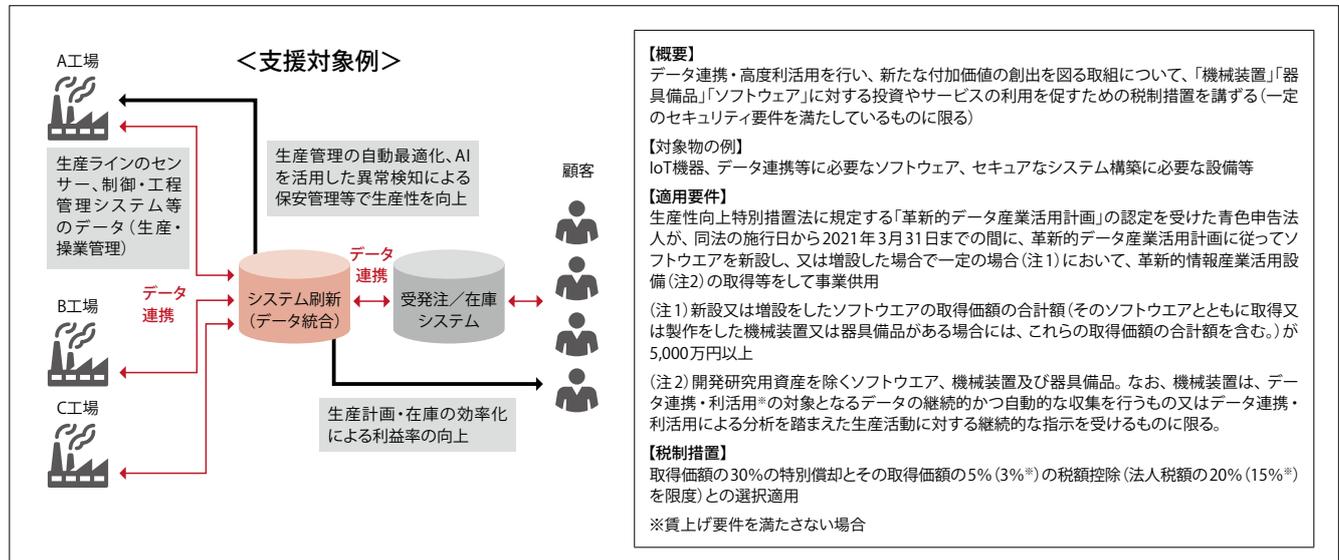
(2) 情報連携投資等促進税制(コネクテッド・インダストリー税制)の創設

生産性向上特別措置法に規定する「革新的データ産業活用計画」の認定を受けた青色申告法人が、革新的情報産業活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、

特別償却と税額控除との選択適用を認める、情報連携投資等促進税制が創設されました(図表4)。

この制度の趣旨は、Connected Industriesに向けたIT投資の抜本強化のため、データ連携・高度利活用を行い、新たな付加価値の創出を図る取組について、「機械装置」「器具備品」「ソフトウェア」に対する投資やサービスの利用を促すことにあります。対象となる資産はIoT機器、データ連携等に必要ソフトウェア、セキュアなシステム構築に必要な設備等とされます。

図表4：情報連携投資等促進税制



出所：図は経済産業省作成、税制改正関連資料より

(3)生産性関連措置法の適用要件の見直し

大企業による生産性関連の減税措置の適用について、新たに賃上げないしは投資の拡大の要件が課されることとなります。具体的には、適用年度の所得金額が前期の所得金額を上回る場合は、賃上げ要件(平均給与等支給額>比較平均給与等支給額)又は設備投資要件(国内設備投資額>減価償却費の総額×10%)のいずれかを満たさない場合は、2018年4月1日から2021年3月31日までに開始する事業年度について生産性の向上に資する租税特別措置(研究開発税制、情報連携投資促進税制、地域未来投資促進税制)の税額控除制度の適用が制限されます。

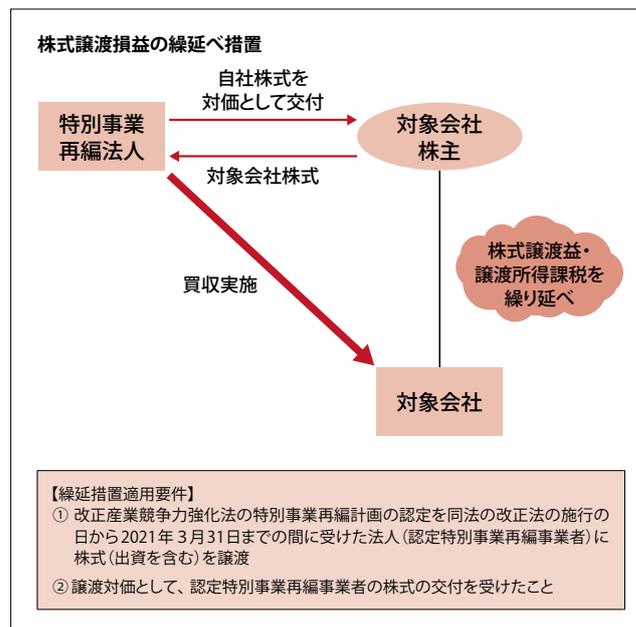
4 競争力強化のための税制措置等

(1)特別事業再編が行う法人の株対価TOB

「特に著しい生産性向上等を実現するためには、大規模かつ迅速な事業再編によって、戦略分野への選択と集中、プラットフォームの提供、事業ポートフォリオ転換等を進めていくことが重要であり、これらの特定の事業再編を強力に押し進めていく」(与党の2018年度税制改正大綱より)ことが重要です。そのための税制措置として、改正産業競争力強化法の特別事業再編計画の認定を受けた法人(認定特別事業再編事業者)が、行う自社株式を対価としたTOBについて、被買収会社の株主に対する譲渡損益課税の繰延措置が講じられました(図表5)。

株対価TOBのメリットとしては、①手元資金に余裕のない新興企業等による買収の機会が拡大、②手元資金を設備投資や人件費等に回すことが可能となる、③買収される会社

図表5：特別事業再編法人が行う株対価TOB

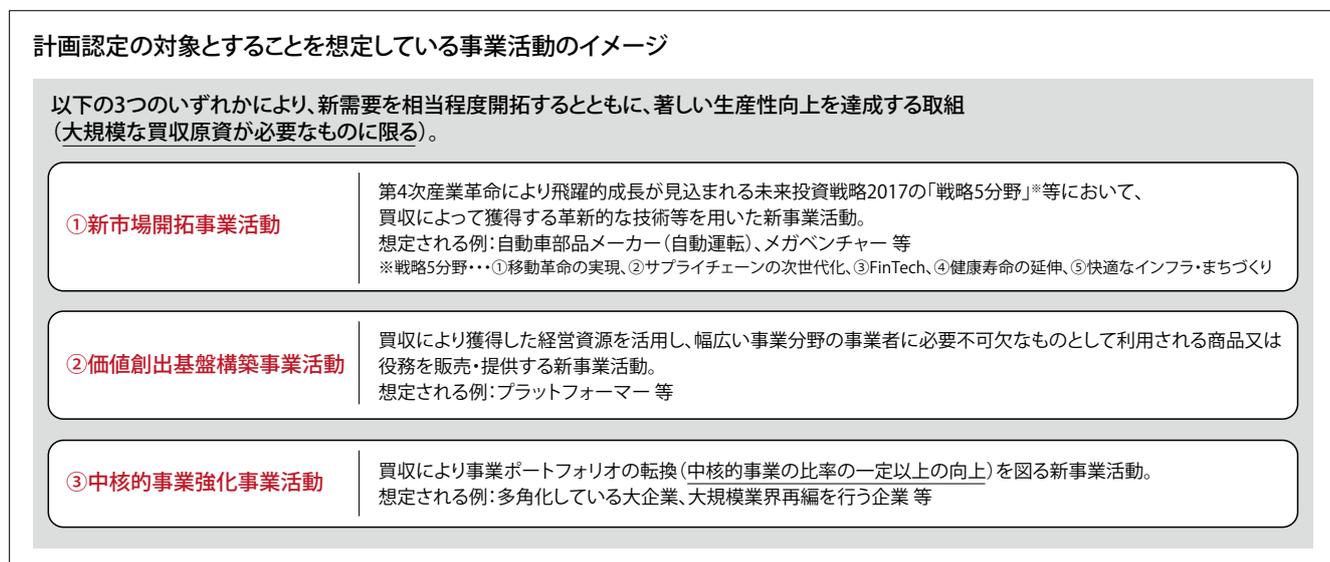


の株主が、買い手企業の株を持つこととなるため、買収終了後も売り手側に企業価値を向上させるインセンティブが生じる、等の点がいられています。改正産業競争力強化法に基づく計画認定による支援制度の対象としては、新市場開拓事業活動、価値創出基盤構築事業活動、中核的的事业強化事業活動のいずれかにより、新需要を相当程度開拓するとともに、著しい生産性向上を達成する取組が想定されています(図表6)。

(2)スピノフ税制の見直し

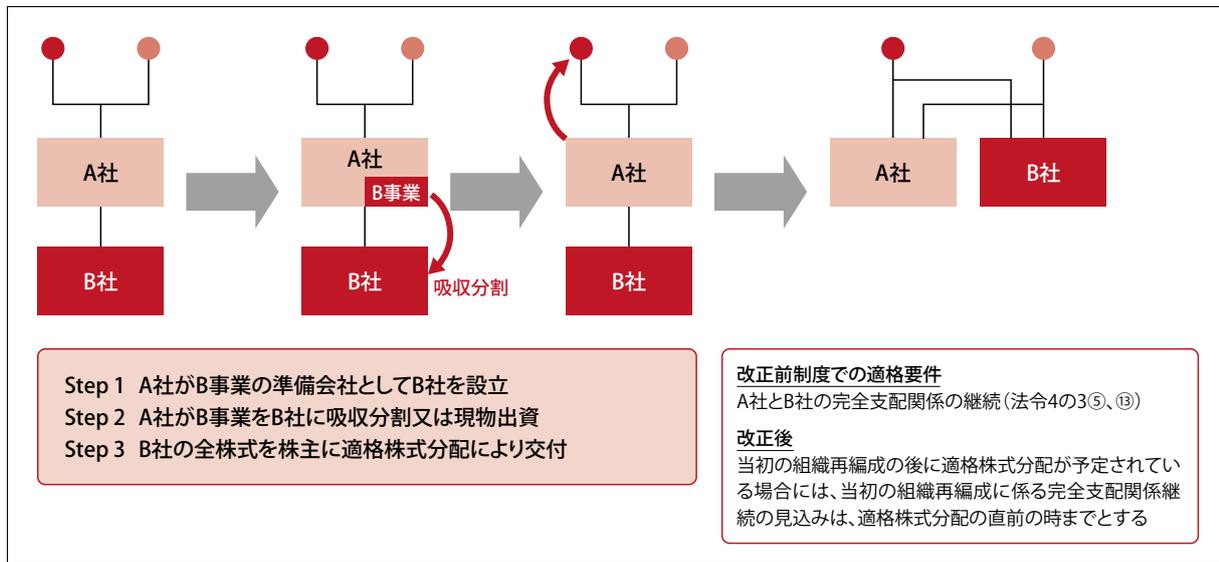
2017年度税制改正により、企業の経営戦略に基づく先を

図表6：特別事業再編計画認定による支援制度の対象事業



出所：経済産業省作成、税制改正関連資料より

図表7：スピノフ税制の見直し



見据えた機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフ等の円滑な実施を可能とする税制が整備されましたが、スピノフの対象となるのは新設法人(現物出資又は分割により新設法人を子法人として設立し、スピノフされます場合)に限定されていました。許認可が必要とされる事業等で、受け皿会社を子法人として設立し、許認可等の承認が得られた後に分割や現物出資で事業を移転する場合、改正前は非適格組織再編として扱われていましたが、改正により適格となるよう見直されています(図表7)。

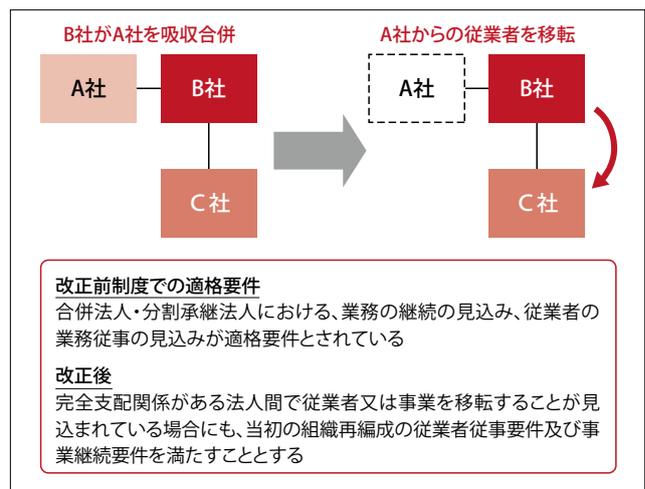
(3) 組織再編税制の適格要件等の見直し

支配関係法人間(50%以下の資本関係)又は支配関係のない法人間で、合併や分割を行った場合は、合併法人又は分割承継法人において、業務の継続の見込み、従業員の業務従事の見込みがあることが適格要件とされています。ところが、その後、合併法人又は分割承継法人が受け入れた従業員や事業をそのグループ内の法人に、事業経営の状況に合わせて移転させることがあります。このような実務上の要請に鑑み、完全支配関係がある法人間(合併法人又は分割承継法人の100%グループ法人)に従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編が適格となるように、従業者従事要件及び事業継続要件が見直されました(図表8)。

(4) 新収益認識基準への対応

2018年3月30日に新収益認識基準が最終基準として決定され、2018年12月31日以後終了事業年度より早期適用が可能となります(強制適用は2021年4月1日以後開始事

図表8：組織再編税制の適格要件等の見直し

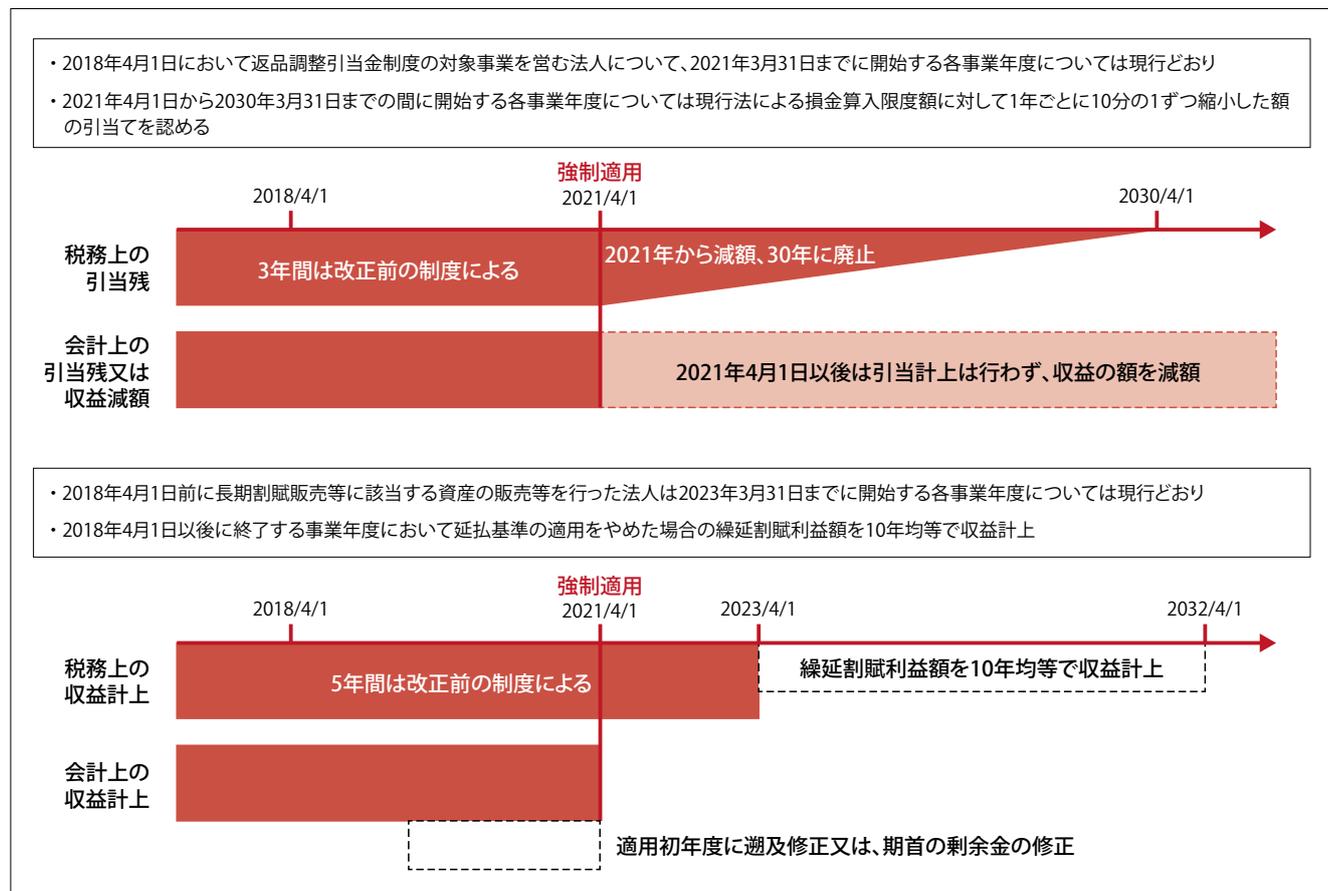


業年度)。これを踏まえて、法人税法上の所得としての益金算入額及び算入時期について、対応が措置されました。改正により、資産の販売等に係る収益の額は、原則として、資産の引渡し時の価額又は役務提供につき通常得べき対価の額の相当額とすることが法令上明確化され、通常得べき対価の額の算定では貸倒れ又は買戻しの可能性は考慮せず、値引き及び割戻しは、客観的に見積もられた金額が控除されます。返品調整引当金制度、及び長期割賦販売等についての延払基準の選択制度は、経過措置を設けた上で廃止されます(図表9)。

5 国際課税関連

BEPS行動7の勧告及び改正OECDモデル租税条約を踏ま

図表9：返品調整引当金制度及び長期割賦販売等についての延払基準の適用に係る経過措置



えて、国内法の恒久的施設(PE)の定義が見直され、販売委託契約(コミッション契約)の受託者(コミッションア)は代理人PEとなること、国内で商品の保管・引渡しのみを行う事業者の活動が海外の親会社の日本での販売活動にとって一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときには、海外の親会社の日本におけるPEになること等の改正が行われています(P50 図表11)。

我が国は、2017年6月にBEPS防止措置実施条約(MLI)の署名を行い、今国会での承認が見込まれています。MLI

の発効を踏まえて、MLIの実施に係る国内法の整備が国際課税関連の改正として盛り込まれています。

外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)は2017年度税制改正において大幅な見直しが行われていますが、今般の改正で、①無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合の計算方法の規定の整備、②部分合算課税制度における部分適用対象金額の見直し、③外国金融子会社等に係る部分合算課税制度の見直し、が行われています。

図表10：国際課税関連の改正内容

項目	税制改正内容	適用
PE(恒久的施設)定義の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ PE認定の人為的回避防止措置の導入 ・ 租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備 ・ 外国組員に対する、PE帰属所得の非課税化 	2019年分以後の所得税及び2019年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用
BEPS防止措置実施条約等(MLI)の実施に係る国内法の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非居住者又は外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税の、適用対象となる株式等の判定時期の見直し 	2019年分以後の所得税及び2018年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三国に所在するPEに帰せられる所得に対して租税条約の特典が制限される場合に、国税庁長官から当該特典を受けるための手続の整備 	
外国子会社合算税制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融持株会社に係る事業基準の見直し ・ 会社単位の合算課税制度における適用対象金額の見直し ・ 部分合算課税制度における部分適用対象金額の見直し ・ 外国金融子会社等に係る部分合算課税制度の見直し ・ 二重課税調整の控除対象税の見直し(地方法人税を追加) 	外国関係会社の2018年4月1日以後に開始する事業年度から適用

図表11：PE規定の改正

代理人PE	
現行の規定	改正案
<p>外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者（下記の独立代理人を除く）</p>	
<p>1 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く）</p> <p>2 外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者</p> <p>3 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者</p>	<p>下記を追加 「非居住者等のために、その事業に関し反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者」</p>
<p>【独立代理人】 その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く</p>	<p>専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者（注）に代わって行動する者を除外 （注）その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者</p>

補助的・準備的活動	
現行の規定	改正案
<p>次に掲げる場所は、PEに含まれない</p> <p>1 外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所</p> <p>2 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所</p> <p>3 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所</p>	<p>保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等は、PEに含まれないが、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限る</p> <p>上記の取扱い、事業を行う一定の場所を有する非居住者等と密接に関連する者が当該一定の場所等において事業活動を行う等の場合において、当該一定の場所等がその者のPEを構成する等の一定の要件に該当するとき（当該事業活動が一体的な業務の一部として補助的な機能を果たすときに限る。）は、当該一定の場所については、適用しない</p>

建設PE	
現行の規定	改正案
<p>外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で1年を超えて行われるものをいう）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む）</p>	<p>契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定を行う</p>

図表12：租税条約上のPEの定義が国内法と異なる場合の読み替え規定

項目	租税条約において置き換えられる内容（改正後国内法の修正内容）
PEの定義	租税条約において、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上のPEを国内法上のPEとする
支店PE	範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所とする
建設PE	建設PEを構成する場所を、国内にある建設工事を行う場所等に限定する
代理人PE	在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除、同業者代理人に関する措置を廃止

6 大法人の電子申告の義務化

大法人（事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）による法人税等の申告書はe-Taxによる提供が義務化され（法人税、地方法人税、消費税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書、還付申告書（消費税））、申告書の添付書類は、e-Tax又は光ディスク等による提供が義務化され、2020年4月1日以後に開始する事業年度又は課税期間について適用されます。

荒井 優美子（あらい ゆみこ）

PwC税理士法人

ディレクター 公認会計士／税理士

コンサルティング会社、監査法人勤務後、米国留学を経て1996年より現職。クロスボーダーの投資案件、組織再編等の分野で税務コンサルティングに従事。2011年よりノレッジセンター業務を行う。著書に、『IFRSをめぐる税務を見据える』（税務経理協会、共著）、『グループ法人税制実務Q&A』（税務経理協会、共著）、『法人税実務Q&A欠損金の繰越し・繰戻し、組織再編』（中央経済社、共著）

日本公認会計士協会 租税調査会（出版部会）、法人税部会委員

メールアドレス：yumiko.arai@jp.pwc.com

“Inform”へようこそ

https://inform.pwc.com

IFRSに関するPwCの総合情報サイト

Informの詳細はPwC's View第4号48、49ページを参照ください

『IFRS® 基準 [特別追補版] IFRS第17号「保険契約」』を掲載 (有料会員限定コンテンツ)

IASBが2017年5月に公表したIFRS第17号の基準書の日本語訳(「結論の根拠」および「設例」含む)

Informの『Topic pages』では、各トピックに関連するコンテンツのリンクをまとめています。『IFRS 17 – 保険契約』のページには、IFRS第17号の日本語訳のほか、セミナーで使用した資料、IASBの保険移行リソースグループの議論を紹介する詳細解説資料などへのリンクがあり、関連情報を探すのに便利です。

Inform - JP

Home News Accounting and corporate reporting In brief Publications and Tools Topic pages Bookshelf Search

◆ 会計トピック一覧

IFRS 1 - IFRSの初度適用	IFRS 13 - 公正価値測定
IFRS 2 - 株式に基づく報酬	IFRS 15 - 顧客との契約から生じる収益
IFRS 3 - 企業結合	IFRS 16 - リース
IFRS 4 - 保険契約	IFRS 17 - 保険契約
IFRS 5 - IFRS 10 - ...	IFRS 会計原則及び適用 (概念フレームワーク)
IFRS 6 - 探鉱資産	IAS 1 - 財務諸表の表示
IFRS 7 - 金融商品: 開示	IAS 2 - 棚卸資産
IFRS 8 - 事業セグメント	IAS 7 - キャッシュ・フロー計算書
IFRS 9 - 金融商品	IAS 8 - 会計方針、会計上の見積り及び誤謬
IFRS 10 - 連結財務諸表	

IFRS 17 - 保険契約

Publication date: 23 May 2017

IFRS基準書・解釈指針等 (※有料会員限定)

- IFRS第17号「保険契約」

速報解説 (In brief)

- 2017/05/19 IASBがIFRS第17号「保険契約」を公表 - 保険契約会計の新時代が始まる

詳細解説 (In depth) (※直近1年分のみ有料会員限定)

- 2018/02/09 移行リソース・グループがIFRS第17号「保険契約」の適用上の課題について議論を行う
- 2017/06/30 IASBがIFRS第17号「保険契約」を公表 - 保険契約に関する会計の新時代が始まる

IFRS news

研修資料 (※有料会員限定)

四半期アップデートセミナー資料

- 2017年06月開催 保険契約

寄稿記事

IFRSをめぐる動向

- 2017/11/13 第101回 IFRS第17号「保険契約」のそれから

ビデオ

- 【IFRSビデオシリーズ】IFRS第17号「保険契約」

「Topic pages」をクリック

プルダウンから『IFRS17-保険契約』をクリック

基準書はここから

有料会員限定コンテンツを体験できるフリートライアルもご用意しています。お試しください。

書籍紹介



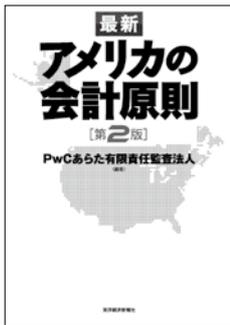
会社法計算書類の実務

(2018年1月26日)
 第10版となる本書は、国際財務報告基準(IFRS)任意適用企業の増加を踏まえ、IFRS等適用会社の連結計算書類に関する解説を充実しました。また、会社法計算書類の実務動向として、この1年間に公表された基準等の内容と実務への影響を、冒頭の特別トピックで解説。「収益認識に関する会計基準(案)」や「税効果会計に係る会計基準の一部改正(案)」など開発中の基準等も取り上げています。会社法計算書類の作成・開示の参考となるよう、一般社団法人日本経済団体連合会の各種書類のひな型や、全国株懇連合会が公表したひな型(株懇モデル)も最新版を掲載しました。
 (中央経済社/PwCあらた有限責任監査法人編)



成長への企業変革 —ケイバビリティに基づくコスト削減と 経営資源の最適化

(2017年11月22日)
 本書では、コスト構造と戦略とを適合させ、それを維持するための組織再編を行うことで、価値を創出し、競争を上回る業績を達成し続ける方法をご紹介します。これまで多く見られるようなコスト削減のアプローチとは全く異なり、自社の差別化されたケイバビリティに資金を集中させることで成長を実現し、さらにその改善を維持するための組織再編を行う手法や、具体的な事例、実践的なアドバイスを豊富に掲載しております。
 (ダイヤモンド社/PwC Strategy&)



最新アメリカの会計原則(第2版)

(2017年10月6日)
 本書では、アメリカの会計基準について、その概略および実務対応を取り上げています。実例を豊富に取り入れ、主要テーマ別に会計処理および開示について平易に解説した内容を、主に2017年3月時点で有効な基準を対象としてアップデートしました。また、IFRSおよび日本の会計基準との比較を行っています。
 (東洋経済新報社/PwCあらた有限責任監査法人編)



金融機関の規制対応と 内部監査

(2017年9月21日)
 近年、日本の金融機関は、国内での各種規制対応に加え、海外当局が要請する複雑な規制への対応を余儀なくされています。また、金融機関の外部環境の変化に伴い、フィンテック導入によるリスクの高まりやサイバーセキュリティへの対応も喫緊の課題となっています。そして、このような規制対応において、内部監査の実施が要件とされることが増えてきています。本書では、金融機関が対応すべき最近の国内外の規制・テーマごとに、規制対応のポイントと内部監査上の留意点を解説しています。
 (中央経済社/PwCあらた有限責任監査法人編)



IFRS「外貨建取引」 プラクティス・ガイド

(2017年12月22日)
 本書は、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の他、外貨建取引に関連するその他のIFRSの会計基準(例えば、IFRS第9号「金融商品」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」)に沿って、外貨建取引に関する基本的な会計処理や表示・開示について横断的に解説しています。また、外貨建取引を行う際に無視することのできない為替リスク管理について説明している点も本書の特色です。
 (中央経済社/PwCあらた有限責任監査法人編)



実務入門 IFRSの新保険契約

(2017年10月27日)
 本書は、IFRS第17号「保険契約」について説明しています。具体的には、現行の会計基準から大きく変化した保険契約の測定についての設例や仕訳例、表示・開示の要求事項とそのひな型、新しい基準における主要な業績指標の例、経過措置および適用において想定される実務上の課題を中心に説明しています。
 (中央経済社/PwCあらた有限責任監査法人編)



サイバー攻撃に勝つ経営 —先進企業にみるCISOの挑戦

(2017年10月5日)
 「サイバー攻撃に勝つ経営」を実践するため、日本企業5社の経営者やセキュリティリーダーを徹底取材し、各社の取り組みに基づき、経営陣との連携、防御の体制、リーダーの人選、担当者の育成など、セキュリティリーダーシップの勘所を一冊にまとめました。
 (日経BP社/PwCコンサルティング合同会社山本直樹)



グローバル企業の 移転価格文書の作り方 — BEPS Transfer Pricing Documentation in Japan

(2017年7月25日)
 本書には移転価格文書化に関する実務的な内容記述の他、英語対訳、日英用語対訳リストを設け、海外子会社との意思疎通およびグループ企業の管理に役立つ工夫が盛り込まれています。BEPSを巡る状況下で、親会社として移転価格文書化義務の適切な遂行およびグループ企業に係る諸管理を行う日本企業に役立てていただける1冊です。
 (中央経済社/PwC税理士法人編)

PwC Japanグループ調査／レポートのご案内 (2018年3月1日現在)

PwCでは、会計、税務、経営に関連するさまざまな調査レポートおよび海外拠点からの各種出版物を発行しています。ここでは、その一部をご紹介します。



第21回世界CEO意識調査 成長への自信に潜む不安

(2018年2月)
PwCは21年間にわたり、世界のCEOの皆様はビジネスや社会のあり方を大きく変えるような潮流についてお聞きしてきました。今般、PwC Japanグループは「第21回世界CEO意識調査 日本翻訳版」を刊行します。



アセットマネジメント2025 資産運用業界における変革への対応

(2018年1月)
資産運用業界は劇的に変化しています。業界で生き残り成長を続けるためには、今、行動を起こす必要があります。本報告書では資産運用業界に変化をもたらす4つのトレンドについて考察します。



第20回世界CEO意識調査／ アセットマネジメント業界における 主な調査結果

(2018年1月)
世界45カ国、185名のアセットマネジメント業界のCEOに対するアンケート調査です。CEOの65%はテクノロジーが今後アセットマネジメント業界の勢力図を大きく変えると考えており、業界内における競争への影響を予想しています。



日本企業におけるAI活用の可能性 —成功のカギはどこにあるのか？

(2018年1月)
本レポートでは、国内外におけるAI活用の現状を踏まえ、日本企業が直面するAI実用化に向けた課題について考察するとともに、日本企業独自のAI活用の可能性について探ります。



Emerging Trends in Real Estate® Asia Pacific 不動産の新しい動向 アジア太平洋

(2017年12月)
本報告書は、PwCとアーバンランド・インスティテュート(ULI)が共同で取りまとめている不動産動向調査報告書です。投資家、デベロッパー、不動産会社のトップ、金融機関、仲介業者、コンサルタントなど、国際的に著名な不動産専門家の見解に基づき、アジア太平洋地域における不動産投資と開発のトレンド、不動産金融・資本市場の状況および不動産部門別・都市別の傾向について見通しを示しています。



国境はイノベーションを弱めるのか —Strategy& 第13回グローバル・ イノベーション1000

(2017年12月)
自国経済の保護を図る経済ナショナリズムが加熱し、複数の国で国内産業・企業の優遇政策が導入されています。世界の上場企業トップ1000社のR&D支出は2017年も増加しましたが、うち52%が経済ナショナリズムはR&D活動に影響を及ぼすとし、4分の3はナショナリズム色の濃い政策が採択された場合は5年以内にR&D戦略を変更すると回答しました。



PwCスポーツ産業調査2017 —破壊的変化の大波にさらされる スポーツ産業

(2017年12月)
PwCは、世界のスポーツ産業で重要なポストを占める関係者を対象に、市場の今後の見通しや脅威、変化の要因などの調査を実施しました。また、本レポートの日本語版では、政府が設置する審議会の委員でもあるお二人にお話を伺っています。



グローバル情報セキュリティ調査2017 Vol.3: IoTの可能性を探る サイバーセキュリティ対策は IoTの未来を具現化できるのか？

(2017年12月)
グローバル情報セキュリティ調査は、PwCが「CIO Magazine」、「CSO Magazine」両誌と共同で毎年世界的に実施している。情報セキュリティに関するオンライン調査です。世界の経営層から回答を得て、企業の情報セキュリティに関する諸問題、対策状況、投資動向などを分析、レポートします。



インド投資ガイド2017年

(2017年12月)
PwCインド日系企業部が発刊したインド投資ガイドは、PwCインドの豊富な知識と経験に基づき、インドへの投資に当たって直面する典型的な課題について、それぞれの専門家が編集しています。



明日の世界 新たな革命が始まる

(2017年12月)
新しい情報のエコシステムが台頭しようとしています。企業、そして企業をとりまくステークホルダーは新しいエコシステムのもとでのどのような対応が求められるのでしょうか。本レポートではPwCの一つの見方を示しています。



Workforce of the future 2030 「働き方改革の未来予想」

(2017年11月)
2030年における「働き方改革」の未来予想を4つのシナリオに基づいて予測し、日本の労働者の意識との乖離について調査・分析したレポート。PwCグローバルで発表された「Workforce of the future 2030」を翻訳し日本独自の調査・考察を追加しています。



パフォーマンスの原動力： 2020年以降の人的資本

(2017年10月)
さまざまな環境変化の中で取り組むべき人材マネジメントにフォーカスし、金融業界が市場で競争優位に立つために人的資本をどのように積極活用していくべきか、についてご紹介します。



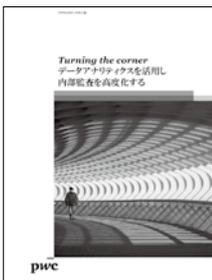
ゼロベーストレード： トレードプロモーションの投資対効果 を高めるための5つのステップ

(2017年10月)
消費財メーカーの次なる収益の源泉として、ゼロベーストレード (ZBT) が注目されています。ZBTの基となるゼロベース予算はトレードプロモーション (販売促進) のコスト管理の枠を超え、メーカーの支出見直しを助け、トレードプロモーションの収益性を高めます。ZBTは5つのステップを通じて、トレードプロモーションの投資対効果を高めていきます。



急速に発展する「ロボコノミー」 における自動車メーカーの 戦略の再構築

(2017年10月)
自動車業界のデジタル化に関する最新トレンドと自動車メーカーの戦略の再構築の方向性を詳細に解説しています。2013年から2016年まで『コネクテッドカーレポート』として発行していたものを2017年から『デジタル自動車レポート』とタイトルを刷新しました。



Turning the corner データアナリティクスを活用し 内部監査を高度化する

(2017年10月)
内部監査におけるデータアナリティクスの導入プロジェクトを成功させるために乗り越えるべき6つの「落とし穴」の事例の解説と、とるべきアクションを明示しました。



デジタルリーダーという新たな階級 —2016年度CDO (最高デジタル責任者) についての調査

(2017年10月)
力強いデジタルリーダーの必要性を認識する企業が増加しています。PwCの戦略コンサルティングを担うStrategy&は2016年最高デジタル責任者 (CDO) の調査において、世界の大手公開企業2,500社のCDO職の設置状況について分析を実施した結果、その19%がデジタル戦略を率いる役員を指名していることがわかりました。



エグゼクティブ・コーチング・シリーズ 監査委員会との対話： 内部監査部門長のための5つのヒント

(2017年9月)
監査委員会とのコミュニケーションは内部監査部門長の重要な役割の一つです。限られた機会の中で、内部監査部門長が監査委員会と効果的にコミュニケーションするための5つのアイデアを提供しています。



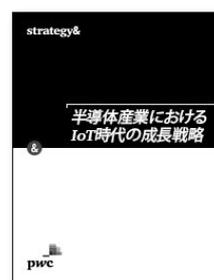
デジタル化の10年： 変革に乗り遅れないために

(2017年9月)
PwCでは、2007年からDigital IQ調査を実施しており、組織の進捗状況や次世代デジタル技術の真価を引き出す条件について考察してきました。第8回目となる2017年はグローバルで業務系・IT系の幹部を対象に実施し、53カ国2,216人の回答を得ました。



インシュアランス・バナナ・スキン 2017 —保険業界が直面する リスクにかかわるCSFIのサーベイ

(2017年9月)
インシュアランス・バナナ・スキン 2017は、保険業界が直面しているリスクについて調査し、世界各国の保険業界の実務家および保険業に近いオブザーバーにとって喫緊の課題と思われるリスクを特定するものです。



半導体産業における IoT時代の成長戦略

(2017年9月)
IoTが出現し、半導体業界では大小を問わず企業が増殖しています。その多くが工場を持たず、特殊な目的に合わせたチップの設計競争に参入しています。競争のダイナミクスが激変した今、半導体業界の企業の成功の秘訣はケイパビリティを収益化する方法を見つけ出すことです。

海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界158カ国、23万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介します。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	E-mail
アジア太平洋	中国(華北・華中)		高橋 忠利 Tadatoshi Takahashi	+86-21-2323-3804	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国(華南・香港)		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-2289-1481	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
	韓国		山下 泰樹 Taiki Yamashita	+82-2-709-8577	tyamashita@samil.com
	東南アジア全域		桂 憲司 Kenji Katsura	+81-90-5428-7687	kenji.katsura@pwc.com
	シンガポール		五十嵐 潤 Jun Igarashi	+65-6236-7558	jun.igarashi@sg.pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@my.pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@th.pwc.com
	ベトナム		福永 彰一 Shoichi Fukunaga	+84-28-3823-0796	shoichi.fukunaga@pwc.com
	ミャンマー		大槻 玄德 Motonari Otsuki	+95-9-263-453-297	motonari.otsuki@mm.pwc.com
	インドネシア		割石 俊介 Shunsuke Wariishi	+62-21-521-2901	shunsuke.wariishi@id.pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-459-2065	kentaro.tojo@ph.pwc.com
	オーストラリア		神山 雅央 Masao Kamiyama	+61-3-8603-4383	masao.kamiyama@pwc.com
インド		古賀 昌晴 Masaharu Koga	+91-124-330-6531	masaharu.koga@pwc.com	
欧州・アフリカ	英国		濱之上 昌二 Masaji Hamanoue	+44-20-7804-4376	masaji.hamanoue@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@pwcavocats.com
	ドイツ		宗雪 賢二 Kenji Muneyuki	+49-211-981-2267	kenji.muneyuki@pwc.com
	オランダ		佐々木 崇 Takashi Sasaki	+31-88-792-2761	sasaki.takashi@pwc.com
	イタリア		井上 麗 Rei Inoue	+39-347-448-6690	rei.inoue@pwc.com
	ルクセンブルク		鈴木 伸也 Shinya Suzuki	+352-49-4848-4096	shinya.suzuki@lu.pwc.com
	ベルギー・中東欧全域		森山 進 Steve Moriyama	+32-2-710-7432	steve.moriyama@pwc.com
	アイルランド		河野 孝宏 Takahiro Kono	+353-1-792-6436	takahiro.z.kono@ie.pwc.com
	チェコ・ハンガリー		山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki	+420-733-611-628	toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com
	ポーランド		有田 幸弘 Yukihiro Arita	+48-519-506-156	yukihiro.arita@pwc.com
	ロシア・CIS		糸井 和光 Masahiko Itoi	+7-495-967-6349	m.itoi@pwc.com
	南アフリカ		鈴木 智晴 Tomoharu Suzuki	+27-74-155-4601	tomoharu.o.suzuki@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		久保 康 Yasushi Kubo	+1-312-298-2477	yasushi.kubo@pwc.com
	メキシコ		江島 和弘 Kazuhiro Ejima	+52-55-5263-8987	ejima.k.kazuhiro@pwc.com
	ブラジル		坂間 カロリーナ Carolina Sakama	+55-11-3674-2434	carolina.sakama@pwc.com

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

Tel: 03-6212-6800 Fax: 03-6212-6801

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社(PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む)の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Aarata LLC, PricewaterhouseCoopers Kyoto, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.